

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 3 月 5 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 承認第 1 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 承認第 2 号 指定管理者の指定の変更についての専決処分の承認を求めることにつ
いて
- 日程第 7 承認第 3 号 指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 10 議案第 4 号 建設工事委託に関する協定の変更について
- 日程第 11 議案第 5 号 関ヶ原町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
て
- 日程第 13 議案第 7 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 14 議案第 8 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 9 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 10 号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 11 号 令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 12 号 令和元年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 日程第 19 議案第 13 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 15 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 16 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 17 号 関ヶ原町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につい
て

- 日程第24 議案第18号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第31 議案第25号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第32 議案第26号 令和2年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第33 議案第27号 令和2年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第28号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第35 議案第29号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第36 議案第30号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第31号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第38 議案第32号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第33号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第40 議案第34号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	高 木 博 之 君	2 番	谷 口 輝 男 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	中 川 武 子 君
5 番	田 中 由紀子 君	6 番	松 井 正 樹 君
7 番	楠 達 男 君	8 番	吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	大 野 健 夫 君
教 育 長	中 川 敏 之 君	監 理 官 兼 診療所事務局長	藤 田 栄 博 君
総 務 課 長	澤 頭 義 幸 君	企画政策課長	西 村 克 郎 君
地域振興課長	高 木 久之郎 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	岩 田 英 明 君
住 民 課 長	三 宅 芳 浩 君	健康増進課長	徳 永 英 俊 君
産業建設課長心得	福 安 健 司 君	水道環境課長	吉 森 明 博 君
教 育 課 長	兒 玉 勝 宏 君	西 消 防 署 長	奥 地 徹 也 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山 田 勝	書 記	中 尾 浩 一
書 記	小 寺 由 香		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は 8 名であります。

令和 2 年第 2 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5 番 田中由紀子君、7 番 楠達男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月17日までの13日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月17日までの13日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和元年11月分から令和 2 年 1 月分までの出納検査結果の報告がありました
ので、印刷したものを配付してあります。

次に、議員派遣について、お手元に配付のとおり令和元年11月及び本年 1 月に、行政視察、
議員研修にそれぞれ派遣いたしておりますので報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告

○議長（松井正樹君） 日程第 4、委員会報告を行います。

議会改革特別委員会より報告を求めます。

議会改革特別委員長 楠達男君。

○議会改革特別委員会委員長（楠 達男君） 議長のお許しを頂きましたので、議会改革特別委
員会の報告をさせていただきます。

去る令和2年1月14日役場委員会室において、委員全員の出席により開催をいたしました。

会議では、議員が4名ずつ2つの部会に分かれて詳細を詰めることとし、散会をいたしました。

その後、今須小中学校跡地活用検討部会では、1月24日、垂井町の木工房を見学し、同日夜、開催をされました第3回今須地域の振興に関する懇談会において提案を行ってきたところであります。

また、災害時マニュアル策定部会は、2月3日、議会災害時行動マニュアル、対策会議設置要綱の内容検討を行いました。

それぞれの部会の報告を2月14日行い、全員の了解を得て要綱、マニュアルを策定いたし、本日配付をいたしておりますので、御一読をお願いいたします。

また、2月14日午後1時より、町自治会連合会幹部の皆さんとの意見交換会を開催いたしましたので、併せて御報告をいたします。

以上、簡単ですが委員会報告とさせていただきます。なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（松井正樹君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、承認第1号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案に、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第1号の提案説明をさせていただきます。

関ヶ原中学校の進入道路拡幅事業におきまして、関係地権者の方との協議を重ねておったところでございますが、1月上旬に御理解を賜ったことを受け、昨年度、来年度末までの事業完了を目指し、スケジュールを考慮いたしますと、早期に事業へ着手する必要がございましたので、測量設計費や土地の購入費等の関連経費1,650万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億8,497万1,000円とする令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第2号及び日程第7 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、承認第2号 指定管理者の指定の変更についての専決処分の承認を求めることについて及び日程第7、承認第3号 指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについては、関連いたしますので一括して上程したいと思います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号の指定管理者の指定の変更についてと、承認第3号の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについては、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

指定管理者である関ヶ原観光協会が令和2年3月1日に法人格を取得するに伴い、平成27年9月18日、議案第55号にて議決を頂きました関ヶ原駅前観光交流館の指定管理者の指定期間の末期を平成32年3月31日から令和2年2月29日への変更と、令和2年3月1日から令和2年3月31日までの期間につきましては、法人格を持った一般社団法人関ヶ原観光協会の指定管理者としての指定を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第8 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和2年3月5日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3552番地の1。氏名、小川まさ江。生年月日、昭和35年3月27日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員である小川まさ江氏において、任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

次に、この件についての御意見のございます方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

意見なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本諮問については、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問については適任であると答申することに決しました。

日程第9 議案第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第3号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第3号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和2年3月5日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3468番地の4。氏名、吉田茂喜。生年月日、昭和30年7月19日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である吉田茂喜氏において、本年3月25日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第4号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第4号 建設工事委託に関する協定の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第4号 建設工事委託に関する協定の変更について。

令和元年9月5日議案第67号で議決を得た建設工事委託に関する協定の締結について、次のとおり変更する。令和2年3月5日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 協定金額、変更前1億3,700万円。変更後7,550万円。
2. 変更の理由、機器の仕様内容の変更による。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。
西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

令和元年9月5日、議案第67号にて議決を頂きました関ヶ原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定におきまして機器の仕様内容の変更に伴い、協定金額を変更いたしたく本案を提出するものでございます。

なお、詳細につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第4号 建設工事委託に関する協定の変更について御説明申し上げます。

令和元年9月5日、議案第67号で議決を得ました建設工事委託に関する協定金額1億3,700万円を6,150万円減額し、7,550万円に変更いたしたくお願いするものでございます。

本協定は、平成28年度策定いたしました関ヶ原町下水道長寿命化計画に基づき、関ヶ原町浄化センターの電気設備を更新するため、令和元年度から令和2年度の期間により日本下水道事業団との間において締結しました建設工事委託に関する協定により、設計、発注、施工監理を委託し、実施しているものでございます。

変更の内容といたしましては、関ヶ原浄化センターの管理棟の中央監視室に設置されている監視操作盤と監視制御装置について、下水道事業団による発注前の仕様精査によりまして経済性や施設規模に応じた機能・設備とするため見直しを行った結果、変更させていただくもので

ございます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

議案資料の1ページ目には、建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の写しとなつてございます。こちらは、令和2年2月12日付により、日本下水道事業団との間に仮協定の締結をしております。

第1条につきましては、令和元年度事業分における繰越事業に対し、完成期限を令和2年8月31日と定めております。

第2条では、建設工事の協定金額を改めております。

第3条では、関ヶ原町議会の議決を得るまでは仮協定といたしまして、議決を得て本協定として成立する旨を規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 簡単に仕様書の見直しというふうに言われたんですけど、ちょっとあまりにも金額が違い過ぎて、町としてのチェックがどのようなであったかというのを伺いたんです。私たち自身もそれがチェックできなかったということになりますので。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 本工事につきましては、下水道事業団への一括した施工監理、またはその設計等を委託をお願いしておるということでございますけれども、発注に至る前に、平成28年度に関ヶ原町の長寿命化計画という中で設備の更新をどのように進めていくかということで、検討を踏まえた上での、一応関ヶ原町としての計画設計案を下水道事業団のほうに提示させていただいております。

その中で、発注前におきまして、当初この1億3,700万円の協定の時点ではまだ発注前の詳細な見積りが提示されていなかったということで、概略の事業団でつかんだ事業費という形で提示させていただきました。発注するまでの間にいろいろと事業団のほうで仕様見積等を徴収する中で、うちの計画に定めております設計仕様内容との照合を行われた結果、このようなことで違いが生じたというところで改めさせていただいたという形、そういう経緯でございます。

うちの浄化センターの施設規模としては小規模な規模ということもありますので、そういった形でちょっと規模の縮小ということで、当初の事業団で計画されていた大規模な仕様ではなく小規模な仕様として採択するという形で進めていったわけでこういう形になりました。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 結局、発注から設計から監理から、全部お願いするという点では、本当にこういうチェックが効かないという問題点があると思うので、今後どういうふうに対処されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） このような事案がございましたので、先般も事業団との調整の中で、また業者のほうも決定しましたので、業者と町と3者の中で踏まえて随時協議して詳細なところは詰めていくように進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第5号 関ヶ原町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

この森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、森林現場の課題に早期に対応する観点から、市町村や都道府県に対して譲与されるものでございます。今後の間伐や人材育成、担い手の確保等の経費の財源に充てるため基金を設置するに当たり、条例を整備するものでございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 議案第5号 関ヶ原町森林環境譲与税基本条例の制定について御説明をさせていただきます。

まず、議案書の15ページをお願いいたします。

先ほども町長のほうが申し上げましたが、本条例につきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することを目的とした森林環境税の創設に伴いまして森林環境譲与税が創設され、この譲与税が今年度より譲与されることに伴いまして創設目的に要する経費の財源に充てるため、設置するものでございます。

まず、第1条は設置でございます。町における間伐等の森林整備やその促進に要する経費の財源に充てるため、本基金を設置するという目的でございます。

第2条の積立てでございますが、基金の原資は森林環境譲与税とし、積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるということでございます。

第3条から第5条までにつきましては、通常の基金管理の規定でございます。

第6条の処分につきましては、第1条の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って処分することができることとさせていただきました。

なお、この条例は公布の日から施行するということにさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今年度から譲与税が入ってきているんですけども、先ほどから説明ありますように、いろんな経費に充当するということですけども、今年度も山林所有者特定支援業務委託料ということで、一応予算組んであって130万円の減額補正もやっておるんですけども、実際に2年度についても889万円入ってきて、290万円使って590万円も積むというような形になっておりまして、今後、この有効活用というかその基金が出ていく、そういう事業がうまく組めるのかどうかというのがちょっと心配なのと、それから今年度余った分を基金に積みたいので公布の日から施行するということで、今年度中に公布されると思うんですけど、いつ頃公布されるかということで、一応お伺いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） もう一つ、そういえば、今年度の事業は何をされたかというのを聞きた

いんですけど。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） まず、今後の計画ですけれども、本来この森林環境譲与税の制定の目的といたしましては、先ほども申し上げたとおり、温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備ということになってございますので、今年度、来年度につきましては、まず山林所有者の特定支援業務のほうを行います。

ちょっと質問の回答が重複しますが、まずこの山林所有者特定支援業務というのはどんな内容かということですが、業務内容といたしましては、現在、税務課で運用しております土地整理図システムの地形図と、あとは町にもございますが法務局の公図を活用いたしまして、レイヤー、要はシステム上で地形図とか公図とかを重ねまして、さらにその上に林班図というものがございまして、その林班図のほうをかぶせた上で山林所有者の特定を進めるものでございます。

また、その林班図の部分に現在、町で計画のほうを定めております森林整備計画における整備対象森林を図示化させていただきまして今後、計画的に整備が実施できるようにするものでございます。

このシステムが確立いたしました後に、今後は今回創設されましたこの譲与税の事業の目的に則しまして、森林経営管理制度に基づいて、例えばその対象森林の所有者の方に、今後自分が持っている森林の整備をどういうふうに進めていくのかというような意向調査を行いまして、その意向調査の結果に基づいて、例えばもう自分で整備ができないというようなことがございましたら、その森林経営の管理を委託していただきます。その後に、そういった自分で管理できないような森林について、例えば一定的にまとまるようなことがありましたら、林業経営者の意欲ある方にその経営管理をお任せするとか、それ以外については、何らかの形で市町村自らが経営の管理を進めていくような、そういったことに事業の使途としては使っていきたいかなあというふうに考えております。

公布の日につきましては、議決日ということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第6号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

施設管理費の減額により、令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億3,411万2,000円から2億3,231万2,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第7号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

歳出につきましては、精算見込みによります人件費の減額、各事業の執行状況による不用額の減額、また補助金を活用した関ヶ原小学校、関ヶ原中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業費の追加を行い、歳入につきましては、税收等の見込みによる補正、また補助金等それぞれの確定に伴う補正など9,083万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億9,413万9,000円とする令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第7号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）について、細部について御説明を申し上げます。

歳出のほうから御説明をさせていただきます。

議案書34ページをお願いいたします。

まず、職員の給料、また手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

では、総務費、総務管理費の一般管理費でございます。

こちらの委託料でございますが、本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴います人事給与システムの改修委託料におきまして、システムの改良費の精算に伴いまして不用額260万円を減額させていただくものでございます。

次に、財産管理費でございます。

こちらにつきましては、情報連携のためのシステム改修分につきまして、一部におきまして国の交付金が確定をいたしました161万6,000円につきまして、一般財源から国庫支出金への財源を組み替える内容となっております。

○企画政策課長（西村克郎君） 企画費でございます。

委託料54万6,000円の件でございますが、今年も雪不足のため、岡崎市への雪プレゼントを中止させていただきましたので、減額をするものでございます。

負担金補助及び交付金の259万2,000円の減でございますが、民間分譲宅地開発支援奨励金につきましては、宅地分譲の開発が見込まれないため150万円を減額させていくものでございます。移住定住関係の補助金につきましては、空き家改修等補助金は1件の実績見込みに合わせまして60万円の減額、移住定住促進住宅支援事業補助金は9件の実績見込みで110万8,000円の増額をさせていただきますが、親・子世帯同居住宅リフォーム補助金、東京圏からの移住支援事業補助金は今年度申請がない見込みでございますので、60万円と100万円をそれぞれ減額さ

せていただくものでございます。

続きまして、財政調整基金費につきましては、それぞれの基金不足と寄附金の実績の見込み及び今年度より交付される森林環境譲与税の未執行分130万1,000円を森林環境譲与税基金として追加をさせていただき、総額で123万8,000円の増額をさせていただくものでございます。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく総務費の35ページでございます。

戸籍住民基本台帳費でございます。

個人番号カード関連事務委託委任交付金の請求見込みの通知が地方公共団体情報システム機構からありましたが、本年度は予算額が不足をしておりますので25万円を増額補正させていただくものでございます。なお、財源としまして、歳入にも同額の国庫補助金を計上させていただいております。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく総務費、選挙費でございます。

県議会議員選挙費でございますが、無投票になりました。実績に伴いまして308万4,000円を減額させていただくものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

町議会議員の選挙、また参議院議員の選挙費でございます。

こちらにつきましても、実績に基づき減額補正をさせていただくものでございます。参議院議員につきましては、基本的には全額県支出金ということになるかと思いますが、備品購入につきまして、その他の地方選挙の執行にも使用が可能であるというような判断がなされまして、一部につきまして対象外というようなことになりましたので、財源のほうで、国庫支出金では86万6,000円の減額、また一般財源では36万5,000円の増額をさせていただきまして、合計で50万1,000円を減額させていただく内容でございます。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、37ページでございます。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございますが、まずプレミアム付商品券事業についてでございます。商品券の販売が1月末で終了しております。また、3月1日には商品券の使用期限となっておりますので、各項目につきまして不用見込額を減額させていただくものでございます。

同じく社会福祉総務費で委託料の地域福祉計画の策定業務委託料につきましては、不用額でございます43万4,000円を減額するものでございます。

同じく扶助費でございます。

現在までの支出額と今後の見込額から母子福祉年金につきましては20万円を、重度心身障害者福祉年金につきましては50万円を、自立支援給付費につきましては200万円を減額させていただくものでございます。

次の繰出金につきましては、この後補正をさせていただきます国民健康保険特別会計（事業

勘定)の補正に伴います職員手当等分の繰出金の減額分77万3,000円でございます。

次に、老人福祉費の報償費でございますが、100歳の祝い金につきまして2名の対象予定の方がお亡くなりになったことによりまして不用となりましたので、40万円を減額させていただくものでございます。

次の福祉医療費の負担金補助及び交付金につきましては、当町を含めた福祉医療事業実施市町村が毎年県の歯科医師会へ協力負担金をお支払いしておりますが、その基準単価が岐阜県と県歯科医師会との間で見直されまして、そのため予算額に不足を生じますので4万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

次の介護保険事業費の繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして、特別会計の繰出金の介護給付費分485万5,000円の増額及び事務費等分170万円の減額によりまして315万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、38ページでございます。

児童福祉費でございます。

まず、児童福祉総務費の報償費でございますが、以前から保育園の給食の献立づくり等をしていただいております栄養士が都合により辞められまして、この献立づくり等を健康増進課の管理栄養士にお願いをいたしましたので、不用となりました7万2,000円を減額させていただくものでございます。

次の委託料につきましては、西保育園の送迎バスの運転をシルバー人材センターへ委託しておりますが、代わりのバスの分につきましては、関小の通園バスの運転手をお願いすることとなりまして賃金での支払いとなりましたので、不用見込額の40万円を減額いたすものでございます。

また、子ども・子育て支援事業計画策定に係る委託料につきましては、不用となります26万6,000円を減額させていただくものでございます。

その次の扶助費でございます。

施設型給付費につきましては、その対象となっております上石津のこども園からの請求において、加算項目が増えましたことによります請求額の上昇に伴い予算に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込額59万9,000円の増額をさせていただくものでございます。

また、障害児通所給付費につきましては、利用料の減少によりまして不用見込額50万円の減額をさせていただくものでございます。

次の児童措置費の扶助費につきましては、本年度の児童手当の総額が確定をいたしましたので、それに伴います不用見込みとなります147万5,000円を減額させていただくものでございます。

次の児童福祉施設費の需用費につきましては、今後の支出見込額によりまして不用見込みと

なります230万円の賄い材料費を減額させていただくものでございます。

○健康増進課長（徳永英俊君）　続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金、診療所への繰出金のことですが、1,917万7,000円を減額、また令和2年4月1日より開設予定の関ヶ原町子育て世代包括支援センターの準備経費として、当初予算において看板等の張り替え修繕を需用費にて計上しておりましたが、補助対象経費となったため、事業費10万8,000円に対し、国・県それぞれ3分の1の補助率により3万6,000円ずつを特定財源として計上し、財源の組替えもさせていただいております。保健衛生総務費としましては、人件費も含め1,935万5,000円の減額となっております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

健康増進事業費、委託料についてですが、今年度のがん検診委託料について、事業完了に伴い実績により精査し、委託料を不用額として70万円減額。また、マイナンバー制度により、現在導入中の健康管理システムを改修することが必要となったため、今年度当初予算において一般財源を財源としてシステム改修委託料99万円を計上しておりましたが、先ほどと同様、国の補助対象経費として認められましたので、補助率3分の2の66万円を特定財源とする財源の組替えもさせていただいております。以上です。

○産業建設課長心得（福安健司君）　農林水産業費です。

同じく39ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費、報酬の177万円の減につきましては、耕作放棄地の解消等の成果実績払いがございましたので、減額をさせていただくものでございます。

同じく農業振興費、負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金225万円の減につきましては、事業費の減額に伴う減額でございます。

次に、機構集積協力金117万5,000円につきましては、当町の農地集積面積の実績の減に伴う減額でございます。

次に、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金145万4,000円につきましては、先ほど申し上げた中山間総合整備事業費の減に伴いまして事業費を減額させていただくものでございます。

続きまして、農地費、負担金補助及び交付金の県営農道施設強化対策事業負担金275万円につきましては、こちらも事業費の減額に伴う減額でございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

林業費、林業振興費、報償費の有害鳥獣捕獲報償金29万円につきましては、第6回議会定例会で、現在はCSFと呼称が変更されましたが、豚コレラの影響による有害鳥獣捕獲事業の期間延長に伴い増額の補正をお認めいただきましたが、結果として当初の予想以上に捕獲頭数が

増加したため、増額をさせていただくものでございます。

続きまして委託料、山林所有者特定支援業務委託料130万円につきましては、今年度、来年度にかけての2か年事業ですけれども、年当たりの委託業務料の変更によって今年度分の業務料が減となりましたので、減額させていただくものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費、目、観光費、国際交流事業、報償費、食糧費については未施行のため減額、工事請負費については実績に応じた減額でございます。

目、グリーン・ウッド関ヶ原修繕費19万3,000円につきましては、浄化槽・浄化槽放流ポンプ故障により早急な修繕が必要なため、また備品購入費4万7,000円につきましては、オープン当初から使用しておりましたレジスターが故障し、早急な対応が必要なため計上いたしました。

○産業建設課長心得（福安健司君） 続きまして、41ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の140万円につきましては、起債対象事業費の確定によりまして財源の組替えを行うものでございます。

次に、道路橋梁新設改良費、工事請負費115万3,000円につきましては、入札差金等による減額でございます。

同じく負担金補助及び交付金750万円につきましては、県道等の県営道路改良事業に対して支出する負担金について、事業費の減による減額でございます。

除雪対策費、備品購入費169万3,000円につきましては、ロータリー除雪車の購入における入札差金による減額でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

土木費、河川費、河川維持費、工事請負費の431万6,000円につきましては、黒血川護岸補修工事におきまして、現地調査により当初の計画では補修が困難になったことから補修方法の検討等を行うため、今年度の事業化を見送ったための減額でございます。

同じく負担金補助及び交付金200万円につきましては、県営急傾斜崩壊対策事業に対して支出する負担金について、事業費の減による減額でございます。

次に、都市計画費、都市計画総務費、委託料につきましては、木造耐震診断の実績がなかったことによる47万3,000円と、あと景観計画策定に当たりまして、一般業者ではなく岐阜工業高等専門学校との共同研究に変更したことによる197万8,000円の減額でございます。

負担金補助及び交付金の324万1,000円につきましては、緊急輸送道路沿いの建築物耐震診断事業費の減に伴う補助金の減額でございます。

繰出金の180万円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費でございます。

教育総務費の放課後児童クラブ費の賃金100万円の減につきましては、土曜日を開設するこ

とがなかったため、不用額を減額するものでございます。

43ページをよろしくお願いいたします。

小学校費、学校管理費の賃金150万円の減額につきましては、調理員の方で年度途中で病休になられた方がございまして、そのための不執行分でございます。

需用費100万円の減額につきましては、今年度に整備完了いたしましたエアコンの電気料につきまして、昨年ほどの猛暑ではなかったためなどの理由により減額させていただくものでございます。

備品購入費の5万円につきましては、大垣西濃信用金庫の財団より、図書の購入費用に充ててほしいという10万円の寄附の申出がございました。そのため、関ヶ原小学校の図書購入に充てさせていただくための費用でございます。

教育振興費、委託料1,265万円につきましては、国の補正予算におきまして小・中学校のG I G Aスクール構想が打ち出されたことによります校内L A N環境整備のための委託料。それから使用料及び賃借料の370万円の減額につきましては、今年度導入しました電子黒板やタブレットコンピューター、教員のコンピューターの導入時期の変更によりますパソコンのリース料の減額、工事請負費の176万円につきましては、タブレットの格納庫を本体より先行して整備をさせていただくことになりますので、そのための費用でございます。

なお、校内L A N環境整備事業の関係予算につきましては、翌年度へ繰越しの上、執行させていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、中学校費、学校管理費の需用費100万円の減額は、小学校費と同様エアコンの電気料の減額、備品購入費の5万円は図書の購入費、教育振興費の委託料1,320万円は校内L A N環境整備の委託料分、使用料及び賃借料の350万円の減額につきましてはパソコンのリース料、工事請負費105万6,000円につきましてはタブレットの格納庫の工事費でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 44ページをお願いします。

社会教育総務費、委託料、関ヶ原古戦場活用整備業務委託料、実績に応じた減額でございます。歴史民俗資料館費継続費の通次繰越しに備えた財源更正であります。以上です。

○企画政策課長（西村克郎君） 続きまして、公債費の元金でございますが、減債基金からの繰入れを5,000万円減額し、一般財源を充当する財源の組替えと、臨時財政対策債の利率の見直しによる償還元金46万2,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。

町税、町民税でございますが、個人が700万円、法人の法人税割が2,200万円の増、固定資産税につきましては、償却資産で1,900万円の増となっております。

利子割交付金でございますが、90万円の減、自動車取得税交付金につきましても91万8,000円の減となっております。

28ページをお願いいたします。

地方特例交付金でございますが、148万1,000円の増、地方交付税につきましては、普通交付税で2,000万円の増となっております。

分担金及び負担金の農業費分担金632万8,000円の減につきましては、県営中山間地域総合整備事業の事業費の減及び事業の繰越しに伴うものでございます。

使用料及び手数料の環境衛生使用料500万円の減につきましては、斎苑使用料の実績見込みによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金の社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金の実績見込みに合わせ100万円の減、また児童福祉費負担金につきましても、実績見込みに合わせて児童手当交付金125万円の減、施設型保育給付負担金は21万8,000円の増、障害児施設給付費等負担金25万円の減となっております。

国庫補助金、総務費補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金161万6,000円は、特定個人情報の提供の求め等に係る事務委任交付金のシステム改修分に対する補助の交付決定に伴うものでございます。

個人番号カード交付事業費補助金25万円は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に対する補助でございます。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の820万2,000円の減は、プレミアム付商品券事業の実績見込みによる減。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金の子ども・子育て支援交付金3万6,000円は、子育て世代包括支援センター開設に向けた説明書看板が補助対象となり、また母子保健衛生費補助金66万円は、健康管理システムの改修委託が3分の2の補助対象となったものでございます。

土木費国庫補助金、土木費補助金187万2,000円の減はロータリー除雪車の事業費確定、都市計画費補助金の155万2,000円の減は、耐震診断委託料及び建築物耐震診断事業費補助金の実績見込みによる社会資本整備総合交付金の減でございます。

教育費国庫補助金、小中学校費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の1,433万3,000円は、GIGAスクール用校内LAN整備等に対する補助でございます。

30ページをお願いいたします。

県支出金、民生費県負担金の社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金の実績見込みに合わせ50万円の減、児童福祉費負担金は、児童手当の支給実績、施設型保育給付費及び障害児施設給付費等負担金の実績見込みに合わせ12万9,000円の減でございます。

県補助金、総務費県補助金の東京圏からの移住支援事業費補助金の75万円の減につきましては、実績がなかったことによる減でございます。

民生費県補助金、児童福祉費補助金の施設型保育給付補助金7万2,000円は、実績見込みによる増額でございます。

衛生費県補助金、保健衛生費補助金の子ども・子育て支援交付金3万6,000円は、国庫補助でもございましたが、子育て世代包括支援センター開設に向けた説明書看板が補助対象になったものでございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金の機構集積協力金補助金117万5,000円の減、農地利用最適化交付金177万円の減、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金の145万4,000円の減は、それぞれ実績見込みによるものでございます。

教育費県補助金、社会教育費補助金の関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金252万3,000円の減は、関ヶ原古戦場活用整備業務委託の実績見込みによる減、34万9,000円及び歴史民俗資料館改修工事の今年度分の実績見込みによる217万4,000円の減でございます。

商工費県補助金、商工費補助金の174万4,000円の減は、関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金及び関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金の実績見込みによる減でございます。

土木費県補助金、都市計画費補助金の建築物等耐震化促進事業費補助金110万4,000円の減は、国庫補助金と同様に耐震診断委託料及び建築物耐震診断事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

31ページをお願いいたします。

委託金、選挙費委託金395万円の減は、参議院議員選挙委託金及び県議会議員選挙委託金の減でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金につきましては、各基金の利息に合わせて33万7,000円の増額をさせていただきます。

財産売払収入、不動産売払収入の622万9,000円は、用途廃止等による土地の売払い収入でございます。

32ページをお願いいたします。

寄附金につきましては、民生費寄附金の社会福祉費寄附金45万円の減額、教育費寄附金20万円の増額をさせていただきます。

繰入金、基金繰入金につきましては、交付税等の増額など決算見込みにより減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金合わせて1億4,000万円を減額させていただきます。

繰越金につきましては、前年度繰越金7,275万4,000円を充当させていただきます。

33ページをお願いいたします。

諸収入の雑入は、市町村振興協会市町村交付金771万1,000円を追加させていただき、プレミ

アム付商品券販売収入を2,597万6,000円減額させていただきます。

町債につきましては、総務債の臨時財政対策債は額の確定に伴う4,066万8,000円の減額、農林水産業債の公共事業等債（広域農道）250万円の減、順番は前後しますが、土木債の公共事業等債（除雪車整備事業）100万円の減、同じく公共事業等債（橋梁補修事業）140万円の減は起債対象事業費の確定に伴う減額でございます。

農業債の一般補助施設整備等事業債（中山間地域総合整備事業）1,050万円の減、土木債の地方道路等整備事業債（県営事業負担金）900万円の減、河川債の防災対策事業債（県営事業負担金）500万円の減は一般財源で充当し、教育債の小学校債710万円、中学校債の700万円は、学校教育施設等整備事業債（校内LAN環境整備事業）を追加するものでございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして22ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

第2表でございますが、教育費、小学校費、中学校費の校内LAN環境整備事業1,441万円、1,425万6,000円をそれぞれ設定させていただきます。

23ページ、お願いいたします。

第3表、地方債補正につきましては、先ほど歳入の町債で説明をさせていただきました小学校、中学校の校内LAN環境整備事業をそれぞれ追加させていただき、24ページをお願いいたします。

臨時財政対策債ほか6事業につきましては、限度額の変更をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時19分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 37ページのプレミアム付商品券関係ですけど、大変大きいんですけど、もともとの予定額と販売額と今現在どれだけ使われているかというのをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今回、予算につきましては、対象者が全員買われるという想定の中で予算を立てさせていただいておりますので、基本的に予算段階では、1,600人程度の方がそれぞれ5冊ずつ50枚商品券を買われるという想定の中で予算を組ませていただきました。その中で、実際にうちのほうの引換券ですね。非課税者の方につきましては申請をされまして、子育て家庭につきましてはその子供の人数分、引換券を送付いたしておりますので、その数が418人でした。

実際に販売のほうで、郵便局のほうに委託をしておりましたが、結果として1,506冊の販売で、枚数でいきますと1万5,060枚の販売ということでございましたので、これに基づきまして負担金補助及び交付金、その辺の不用額を出させていただきました。また、ほかの事務費につきましても、それに合わせて事務費のほうが余ってまいっておりますので、その分の減額をさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番。

○3番（子安健司君） 金額は。

○住民課長（三宅芳浩君） 販売金額で言いますと、合計で602万4,000円の販売金額です。

○3番（子安健司君） 予算というか、予定額は。

○住民課長（三宅芳浩君） 予定額……、販売のですか。

○3番（子安健司君） はい。

○住民課長（三宅芳浩君） 販売のほうは当初の予算額でございますので、1,600人の5冊の4,000円で買えますので、それで3,200万円ということの予定でございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） これは国の政策でやられたものやないかと思うんですけど、これだけ実績が少ないと何か国のほうから言われるようなことはないのかなというようなのがあるんですけど、特にそれはないですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 特にそういうことはないとは思っておるんですが、基本的に今回、消費税のアップということでその対応ということもございしますが、実際地域の商店等、その活性化みたいな部分もございまして、関ヶ原町としましてやはり町内のお店に限定をしようとしたということで、そんなような結果になってきた部分もあるかなあというふうには思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 38ページの児童福祉総務費の報償費で、栄養士の報酬が7万2,000円減額ということで、本人の都合で辞められたと。その代わりにやすらぎの管理栄養士さんにやっていただいたということで、これからはどうされるのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） そのまま健康増進課の管理栄養士さんをお願いをするという予定になっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それで体制が取れるというか、仕事が回っていくということなんですかね。今回の場合は特別にそういう代がえをしたということだけじゃないんですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） そういうわけではございませんで、前から手伝いはしていただいていたんですけど、今回、もともとの方がもう年齢が高いことで、ちょっとどうしても辞めたいということでしたので、健康増進課のほうの確かに仕事内容はございますが、特に今のところどうしてもできないというお話は聞いておりませんので、可能ではないかなというふうな形の中で継続をお願いしようと思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 教育振興費の校内LANの関係ですけれども。

○議長（松井正樹君） 何ページ。

○5 番（田中由紀子君） 43ページの小学校費と中学校費でそれぞれ校内LAN環境整備業務委託料が出てきております。それで、1人1台のタブレット授業ができるということなんですが、なかなか私自身ついていけておりませんで、具体的にどういうタブレットを活用した授業ができるのかというのがなかなか想像ができないんです。

現在、使われてみえると思うんですけど、その辺の説明をお伺いしたいのと、一つは、結局宝の持ち腐れになってしまうんじゃないかという心配があるんですね。まず先生が使いこなせるかどうかということと、研修がなされるのかということと、先生に負担にならないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） まず、後のほうに言われた、教師にとって負担ではないかとか、端末に使われているというようなことではないかという御心配ですけれども、学校においては、も

う昨年の夏休み、夏季休業中に研修をしまして、そして研修目的は使いこなすことと、そしてどんなソフトがあつてそれがどう授業に生きるかと、そういった辺りまで夏休み中に研修しました。2学期に入りましてからそういった授業も仕組みながら進めております。私も何回か授業を見ましたけれども、子供たちも私が想像する以上に使いこなしています。

例えば、先日も小学校4年の外国語活動、要は英語の活動の授業を見ましたけれども、スマホとタブレットを使って英語で道案内をします。1グループ2つに分かれて、片一方のほうでスマホを進行方向に向けてどう動いているかというのを映像で送るんですよ。もう片一方のグループのほうに。それで、片一方のグループがその映像を見ながら英語で話をすると、その中ではタブレットも使っていますし、電子黒板を使っていますし、スマホも使っていました。スマホは教師のスマホを借りましたけれども、そんなことを使いこなして今やっていますので、今後も十分に使っていきながら教育効果を上げていきたいなあということを思っております。

また、議員の皆様にも授業を見ていただいて、買ってよかったなあと思われるようなことを仕組みたいと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それともう一つですけど、タブレット収納庫設置工事が同時にやられるんですが、一部の自治体では自宅に持ち帰るということもやっておられると思うんですが、その辺の考え方をお伺いします。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 現在のところはですけど、このタブレット格納庫に保管をしまして、持ち帰りについて今のところは検討されていないというふうです。また、それについては環境が整ってから考え方が変わるかもしれませんが、現状ではそういうふうになっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 31ページの歳入の関係ですけど、財産収入の土地売却収入の用途廃止というような話で600万円もあるんですけど、具体的にどこで、どういうものであるかと聞きたいんですけど。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 谷口議員さんの御指摘のございました収入の関係ですが、関ヶ原製作所の東側の工場の中に走っていた法定外公共の払下げとなっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第8号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

人件費や療養給付費、また高額医療費等の実績に伴う精算等6,478万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億8,968万6,000円とする令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

歳出のほうから御説明を申し上げます。

52ページをよろしく願いいたします。

総務費の総務管理費、一般管理費でございますが、まず人件費につきましては、一般会計同様省略をさせていただきたいと思っております。

次の委託料でございます。国保連合会共同処理電算委託料につきましては、処理件数の増加によりまして当初予算に不足を生じる見込みとなりましたので、不足見込額7万円を増額補正させていただくものでございます。

次の第三者行為求償事務委託料につきましては、今回歳入に計上させていただいておりますように、第三者行為に係る損害賠償金が国保連合会から納入され、それに係る事務委託料が必

要となりますが当初予算では不足を生じますので、不足額7万7,000円を増額補正させていただくものでございます。

また、次の制度改正に伴いますシステム改修委託料につきましては、減免の取扱いに関する変更に伴いましてシステム改修を行う必要がありますので、7万円を増額補正させていただくものでございます。

次に、保険給付費の療養諸費、一般保険者療養給付費及び高額療養費の一般被保険者高額療養費でございますが、今後の給付見込みによりまして5,000万円及び1,500万円をそれぞれ減額させていただくものでございます。

また、療養諸費の審査支払手数料の3万円につきましては、処理件数の増加によります増額補正でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

基金積立金でございますが、国民健康保険基金の利子分を基金に積み立てるものでございます。

次の諸支出金の繰出金、直営診療施設勘定繰出金でございますが、関ヶ原診療所の設備整備に係る県補助金を事業勘定会計を通して支出するものでございますが、当初予算額と補助決定額に2万円の差額が出ましたので、その分の増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、50ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫補助金の国民健康保険事業費補助金につきましては、12月の定例議会におきましてシステム改修として補正をさせていただきましたが、補助の詳細が不明のため財源を繰入金としておりましたものにつきまして、10分の10の補助がつくこととなりましたので、その分の5万9,000円と59万円のうちの54万4,000円、残りの4万6,000円につきましては、今回補正をさせていただきます7万円分のシステム改修について、補助率3分の2分を補正させていただくものでございます。

次の県補助金の保険給付費等交付金につきましては、保険給付費額の増減額によります6,497万円の減額をするもの及び当初予算に計上しておりましたシステム改修分に対しまして10分の10の県補助金24万3,000円と、先ほどの直営診療施設整備に関する追加補助分2万円の合計26万3,000円を補正させていただくものでございます。

次に、財産運用収入の利子配当金につきましては、基金条例に基づきまして国保会計に計上するものでございます。

次の他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、一般管理費の補正額及び財源の組替えにより減額されます77万3,000円でございます。

繰越金、その他繰越金につきましては、第三者納付金収入によりまして206万3,000円を減額

するものでございます。

最後の雑入、一般被保険者第三者納付金につきましては、第三者行為に係る損害賠償金が納入されましたので、それに伴う増額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 歳出のほうで、52ページの保険給付費、一般被保険者療養給付費5,000万円の減額ですが、結構大きな金額かなあと思うんですけど、何かその傾向というか、減額した傾向みたいなのは、風邪があんまりはやらなかったとか、何かありますでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これにつきましては、基本的にはやはり大きな医療費がかかった場合に一気に上がります。よく薬価の関係で高価な金額が発生するとかというのと同じで、入院、手術等そういうのがありますと、それが重なりますと一気に医療費が上がってまいります、今回そういうものが、いわゆる高額に発生するようなものも含めてあまり発生しなかったということで減額をされたことに至ったということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第9号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明を申し上げます。

医師の年度途中の人事異動や職員の再任用職員への移行による人件費の減額、及び医療機器MRIの購入差金等不用額2,215万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億5,923万2,000円とする令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第10号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

居宅介護サービスの給付費や施設介護サービス給付費等の実績に伴う不足分の追加等3,799万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,962万9,000円とする令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第10号 令和元年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

69ページの歳出からよろしくお願いいたします。

総務費の一般管理費及び地域支援事業の人件費につきましては、同じく説明を省略させていただきます。

続きまして、保険給付費、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護、通所リハビリなどの利用が伸びたことによりまして、予算額に不足額を生じる見込みとなりましたので500万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次の施設介護サービス給付費につきましては、特養の利用者の入れ替わりなどで介護度の高い方の利用が進んだためと思われませんが、予算に不足を生じる見込みとなりましたので、3,300万円を増額補正させていただくものでございます。

次に、居宅介護サービス計画給付費につきましては、利用者の増加によりまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、200万円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、70ページでございます。

介護予防サービス等諸費の介護予防住宅改修費でございます。これにつきましては、前回の議会でも補正をさせていただいておりますが、再度補正をさせていただくもので、理由として、退院時の指導等によりまして、住宅改修をされる方が増えているというようなことでございます。予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、再度40万円を増額補正させていただくものでございます。

高額介護サービス等費、高額介護サービス費につきましては、介護サービス利用料の増加に伴いまして、予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、140万円を増額補正させていただくものでございます。

次の特定入所者介護サービス等費でございます。これにつきましては、これに該当する方の減少によりまして、予算額に余りが生じる見込みとなりましたので、300万円の減額補正をさせていただくものでございます。

次に、71ページでございます。

基金積立金でございます。

まず、基金利子分の1万4,000円分でございます。それと国からですが、各市町村の地域支援事業に対しまして、保険者機能強化推進交付金というものが交付されまして、本町に84万7,000円交付されることになりましたが、その金額を規定に基づきます地域支援事業の財源として充当することとなりますが、地域支援事業の財源としております保険料の一部がその金額分余剰となりますので、その分の保険料を国の方針にしたがいまして基金に積立てをさせてい

ただくものでございます。

次の地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、人件費の補正及び84万7,000円の国の交付金収入によります一般財源との組替えをさせていただくものでございます。

歳入でございます。

66ページでございますが、これにつきましては、基本的には歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正額に合わせていまして、その負担割合分の額をそれぞれの項目で補正をさせていただくものでございますが、その中で、66ページ、一番下の国庫支出金の保険者機能強化推進交付金につきましては地域支援事業への充当を条件に国から交付される補助金でありまして、84万7,000円の交付決定がありましたので、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、飛びますが68ページでございます。

財産収入の利子及び配当金につきましては、介護保険基金利子を歳入に計上するものでございます。

次に、最後の行となりますが、繰入金のその他一般会計繰入金でございますが、歳出の一般管理費において人件費の減額を行ったことによります事務費繰入金を同額の170万円減額するものでございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第11号 令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明を申し上げます。

実績見込みによる人件費の不足分3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,215万8,000円とする令和元年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第12号 令和元年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

今須農業集落排水事業減債基金の基金利息の実績見込みによる積立金3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,830万3,000円とする令和元年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第13号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

実績見込みによる人件費、また委託料の減額に伴い280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億960万2,000円とする令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 87ページをお願いいたします。

議案第13号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出の説明をさせていただきます。

公共下水道施設管理費の180万円の減額につきましては、職員手当として、職員1名分の精算の減ということで、期末手当10万円、勤勉手当20万円を減額し、また委託料として、公営企業法適用化支援業務150万円を減額させていただくものでございます。

委託料につきましては、総務省が進めております下水道事業の公営企業法適用移行の事務費用として、公共下水道事業の一部区域において資産の調査費用として計上しておりましたが、移行事務を円滑に進める中で、全体的な企業方針、また移行計画を定めた上での実施が必要であり、次年度以後の予算により企業方針の策定から資産調査、評価までを一括して整理を実施

いたしたくお願いするものでございます。

次に、公共下水道建設費委託料100万円の減額につきましては、現在、日本下水道事業団との工事委託協定により進めております浄化センターの電気設備工事の更新による工事費の増額に対する調整額として、単独事業費100万円を見込んでおりましたが、本年度支出額の精算により未執行となりますので、減額させていただきます。

歳入の財源の内訳としましては、公共下水道事業分担金20万円、一般会計繰入金の180万円、下水道事業債80万円をそれぞれ減額させていただきます。

次に、83ページをお願いいたします。

上段の第2表、繰越明許費780万円は、議案第4号 建設工事委託に関する協定の変更により変更させていただきました協定金額の令和元年度事業費1,500万円のうち780万円を次年度に繰り越させていただくものでございます。本建設工事に関する委託協定は、日本下水道事業団との締結により、設計、発注、施工監理まで一括して委託しておりますが、これまで一般競争入札が行われた際、不調となり、再度の入札により本年1月24日に受注者が決定したところでございます。その間、不測の日数が生じたことにより年度内の完了が困難となったため、協定による完成期限を令和2年8月31日とし、繰越しをお願いするものでございます。

次に、下段の第3表、債務負担行為補正の長寿命化計画に係る技術援助協定料の限度額6,050万円につきましては、こちらも議案第4号によるものでございまして、令和2年度による債務負担行為限度額を1億2,200万円から6,050万円とさせていただくものでございます。

次ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正につきましては、先ほどの歳出にて説明させていただきました長寿命化計画に係る技術援助協定料100万円の減額に伴い、起債限度額を80万円減額し、2,430万円とさせていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号から日程第29 議案第23号までについて（提案説明・質疑）

日程第30 議案第24号から日程第40 議案第34号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第14号 指定管理者の指定についてから日程第40、議案第34号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計予算までの21議案を一括して議題とします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、令和2年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 本日、令和2年第2回町議会定例会が開催され、令和2年度予算をはじめ、関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について、私の所信の一端を述べたいと思います。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によりますと、景気認識を示す基調判断を「景気は輸出が引き続き弱含みの中、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復している」としており、「先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が期待される」とする一方、「新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響や、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融市場の変動の影響にも留意する必要がある」と指摘しております。

これを受けた国の政策の基本的態度は、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」「成長戦略実行計画」等に基づき、潜在成長率の引上げによる成長力の強化に取り組むほか、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのため、全世代型社会保障実現を目指すこととしております。

国の令和2年度予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により経済再生と財政健全化を両立する予算となっており、消費税の増収分を活用し、全世代型社会保障制度の構築に向け、高等教育の無償化、予防・健康づくりの取組など医療・介護分野の充実のために所要の経費が計上されております。

また、経済対策を実行するため、令和元年度補正予算に加え、令和2年度当初予算でキャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実行など、東京オリンピック・パラリンピック

後も見据えた臨時・特別の措置を講じることとしております。

岐阜県におきましては、景気は雇用・所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、一部の業種では厳しい状況が続いているほか、先行きにつきましても、海外景気の動向に注視していく必要があります、税収動向についても、10月に実施された消費税率の引上げの影響や国の税制改正の影響など不透明な状況にある中で、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増に加え、近い将来増加に転ずる公債費を見据えながらも、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題に対応しなければならないなど、県財政は歳入歳出の両面において、不透明で多くの課題を抱えている状況にあります。

その中において、岐阜関ヶ原古戦場記念館開館や関ヶ原合戦420年に合わせた関ヶ原古戦場の魅力発信や町の観光客受入環境整備事業に対し、引き続き予算が配分されることに関して、当町としても非常に期待をしているところではあります。

関ヶ原町においては、今年1月に人口7,000人を割り込むなど、人口減少・少子高齢化が顕著となっており、今後もその傾向が続くことが予想されています。この課題を克服すべく現在、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めているところであり、人口減少の克服と持続可能な地域づくりに向け、重点的に取り組んでまいり所存ですので、議員諸兄をはじめ町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第でございます。

私は、令和2年度の予算を編成いたしました、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設・インフラ資産の老朽化、診療所の経営安定化、新水源の確保等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見極めつつ地域の特色を生かし、真に必要なことを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないように注意を払いつつ、創意工夫を持って本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。

計画最終年度となる関ヶ原古戦場グランドデザインに基づき、史跡地の整備を引き続き推進し、古戦場の景観整備に努めるとともに、県の岐阜関ヶ原古戦場記念館開館に合わせ、周辺道路整備や歴史民俗資料館の改修を進めてまいります。ソフト面においては、町の地域活力の向上と交流人口の増加、地域づくりのための観光という視点から観光協会等との連携の下、既存観光資源の一層の充実・活用や観光PR活動の強化をはじめ、魅力ある観光地づくりに向けた多面的な取組を積極的に進めていきたいと考えております。

また、飲食・宿泊施設の誘致や新規施設の町内への立地促進を図るとともに、中小・小規模事業者等の振興による地域経済の活性化にも取り組んでまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

安心して子供を産み育てられることができる地域づくりに向けて、令和2年4月1日より関ヶ原町子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに切れ目のない支援を行うための環境整備を進める一方、高齢化が確実に進行する中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者福祉・介護・認知症施策を着実に推進し、全ての高齢者が元気で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めてまいります。

また、住民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう、第2次ヘルスプランせきがはらに基づき、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各期における保健サービスの一層の充実を図り、予防重視型の社会づくりに努めます。

関ヶ原診療所については、有床診療所として地域医療の中核を担っており、医療機能の維持が求められています。患者様の信頼を受ける診療体制と効率的で健全な経営を目指し、業務改善により一層努力してまいります。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

将来の企業誘致等に向け、用途地域内の土地利用の見直しや企業立地の適地選定等を進めており、さらに令和2年度から2か年事業で町都市計画マスタープランの策定に着手し、調和の取れた計画的かつ弾力的な土地利用を進め、受入れ体制の強化を図るほか、周辺環境と調和した歴史景観の形成に向けた景観条例の制定を進めていきたいと考えております。

また、円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に進めてまいります。

移住・定住施策では、民間分譲宅地開発支援奨励金制度による民地の住宅適地の活用を図るとともに、移住定住促進住宅支援事業制度により、住宅取得等に対する助成を行い、転入の促進・転出の抑制を図ってまいります。そのほか、住民の安らぎ・憩いの場、子供の遊び場等の確保として、身近な公園の整備についても取り組んでいく必要があると考えております。

次に、「安全・安心に暮らせるまちづくり」であります。

快適な住民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に進め、ライフラインとしての施設の充実に努めてまいります。

また、防災体制の強化・確立として、町地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、引き続き消防団員の確保に努め、消防資機材の充実や研修・訓練の充実など、消防団の活性化を推進するほか、公共施設の耐震化、食糧・飲料水・備蓄品等の確保、緊急時の情報通信体制の充実を図り、地域における自主防災組織の育成・強化を進めていきたいと考えております。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

令和３年４月からの今須小中学校の関ヶ原小学校・関ヶ原中学校への統合に向けての準備を着実に進めるほか、児童・生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努め、外国語教育をはじめ、ふるさと教育、キャリア教育、情報教育など、時代変化に対応した教育内容の充実を図ってまいります。

また、住民一人一人が生涯にわたって、いつでもどこでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に向け、中央公民館、ふれあいセンター、ふれあい図書館をはじめとする生涯学習施設の充実を図るとともに、指導者の確保、特色ある講座・教室の開催に努めてまいります。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

地方分権・地方創生の時代において、限られた資源を有効に活用し、自立性の高い行政経営を進めていくためには、中長期的な見通しに立った行財政改革を進めるとともに、民間活力の活用、事務事業の見直し、自主財源の確保など効果的・効率的に進める必要があります。複雑化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、行政と住民とが知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠だと考えています。住民・行政ともに意識改革を行いながら、住民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、町の将来像である「笑顔あふれ活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、今回提案をいたしました議案についてでございます。

初めに、議案第24号から議案第34号までの令和２年度予算について御説明申し上げます。

本町では、平成28年３月に策定した行財政改革大綱などにに基づき、歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところでありますが、今後の町財政の収支状況は、歳入面では、一般財源の大半を占める町税、地方交付税が国の行財政改革や経済動向に左右される分が大きく不透明であり、特に町税については、人口流出と少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向は続くと思われ、伸びが期待できない状況にあります。

歳出面でも、高い高齢化率を反映し、扶助費や介護給付費等、特別会計への繰出金の増大が避けられない状況であるほか、グランドデザイン事業や関ヶ原町総合計画、現在策定中の公共施設個別施設計画に基づく事業推進に加え、関ヶ原診療所の経営安定化など、財源の確保等が財政運営上の大きな課題となっており、本町の財政はまだまだ先行き不透明な経済環境や財政

政策の中で、税収は、特に起債残高や実質公債費比率の推移を見ながら、さらなる行財政改革が必要になっております。

このため、人件費、物件費などの徹底した見直しや経常経費の簡素化、効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら財政運営の合理化、適正化に意を払っているところでございます。

このような結果として、令和2年の予算規模は一般会計38億6,800万円、特別会計等で計35億3,047万1,000円、予算総額73億9,847万1,000円となったところであります。予算の大要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、令和元年度予算提案説明、予算編成の経過に添えて別途配付することで説明とさせていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて議案第14号から議案第23号について順次御説明申し上げます。

議案第14号の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者制度に基づき、関ヶ原駅前観光交流館について、指定期限が今年度末で満了となりますので、引き続き指定管理者を一般社団法人関ヶ原観光協会を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものでございます。

議案第15号の関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号の関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、法律の題名が改正されたことにより字句の改正と条ずれ改正をするものでございます。

議案第17号の関ヶ原町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の規定に基づく服務の宣誓について、会計年度任用職員について、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることを鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように明記する改正でございます。

議案第18号の関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において必要な規定の整備が行われたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号の関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法

施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、保険賦課限度額の引上げ及び賦課割合の変更等、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月1日から関ヶ原町子育て世代包括支援センターを開設し、支援事業を開設することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号の関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号の関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例については、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の規定を新たに明記する所要の改正を行うものでございます。

議案第23号の関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、債権関係の改正民法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号から議案第25号につきましては、今須農業集落排水事業、また公共下水道事業の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時29分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了解願います。

議案第14号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 観光協会が一般社団法人化になったということなのですが、社会的には、やっぱり独立して一つの人格ということになると思うんですが、町の観光産業とまちづくり、この両方を考え、いろんな方との連携を進め、町の発展に寄与していただくという点では、観光協会に本当に頑張ってほしいと思っているんです。そのためには、役員の方はボランティア

アなのでなかなか難しいと思うんですが、やっぱり事務局体制を本当にしっかりしてほしいなあと思っているんですが、町としてはどういう援助を考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 観光協会はもともと、本来の性格で収益団体ではないということで、やはり町からの委託とか観光推進、こういったものを重点に置いてやっていただくと。その中で、収益事業も一部入れながらやっていただくということになるかというふうに思っております。その中で、この指定管理ということ言えば、ここは指定管理料プラス売上げが観光協会の財源になるということでございますので、そういった意味では、ここでの売上げを上げていただいて、それを観光事業に充てていただくことができれば非常にありがたいなあと思っているところでございます。

そのほかの観光事業につきましては、やはり町とか県とか、そういったところからの委託等に基づいて事業運営、そして観光推進という面からも、町内企業等の連携の下で頑張ってもらいたいというふうに願っているところでございますので、そういった意味では、財政的に潤沢に今後なるということはないかと思えますけれども、何とか軌道に乗った運営ができるように、町としても最大限の支援をしながらやっていきたいと思っているところでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） この前のときにお話を聞いたことによりますと、まだ一応法人化はしたけれども、体制的なものがまだできていないと、総会も開けていないという中で、きちっとした体制をしていただくように要望したい、フォローをしていただきたいということと、それから、この指定の期間なんですけれども、さっき変更のところを見たんですけど、5年間なんですけど、これを見ると3年なんですけれども、その理由を教えてください。以上です。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 3年とした理由につきましては、一番多くは、既に御案内のとおり、この7月に記念館をオープンし、秋には商業棟がオープンします。この令和2年、令和3年と関ヶ原町内の観光を取り巻く環境が大きく変わるというふうに想定されます。よって、令和4年度について、設置者、指定管理者とともに、令和5年以降どうやっていくかということとを設ける期間というふうに思っておりますので、3年が適切であるというふうに判断いたしました。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 要するに、3年にしたということは駅前交流館の体制のことも考えての、こっちの記念館と駅前交流館の体制のことを考えての3年という意味ですかね。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） そのとおりです。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第15号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

これにつきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたように、法律の改正によりまして、市町村が行う印鑑登録事務について遵守すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領が改正されておりますので、今回、同内容とする必要な改正を行うものでございます。

改正点でございます。

議案資料の2ページを御覧ください。

まず、現条例第2条第2項第2号でございますが、同号において、印鑑の登録を受けることができない者として成年被後見人を規定しております。今回の法改正によりまして、成年被後見人の一律な権利制限が見直されまして、成年被後見人に法定代理人が同行しており、当該成年被後見人本人による申請がされた場合は、当該成年被後見人は意思能力を有する者として申請を受け付けることとして差し支えないということとされましたので、それによりまして事務処理要領の表現に従いまして、改正を行うものでございます。

次の第5条第2項につきましては、事務処理要領において今回の改正の括弧部分について、同項へ追加する改正がされましたので、これに合わせるものでございます。

第6条第1項第3号につきましては、第5条第2項に内容分の追加をしたことによる削除でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） この地方自治法の関係で、いわゆる一般職員に関しましては、宣誓書に署名してからしか職務を行ってはいけないという規定なんですけれども、この会計年度職員に対してのふさわしい方法という部分で別段定めをするとあるんですけれども、そのふさわしい方法というのは何かそういう例とか、そういう部分のことがあるかどうか伺いたします。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） この服務の宣誓につきましては、基本的に職員は、いわゆる任命権者の面前で宣誓をするというようなことが、これは地方公務員法で決められております。

今回、会計年度任用職員制度導入に当たって、いわゆる新規というわけでは、例えば今までの臨時職員というポストが制度が変わって移行されるというようなことで、従来から採用、勤務をされていたという、いわゆる形態とか採用方法、いろいろそれぞればらばらということもあるということで、ここの中には別段の定めをすることができるというような表現にはなっていないんですが、いわゆる任命権者の前面での宣誓署名までは要求せず、署名をした宣誓書を提出していただくということをもって服務の宣誓というような形で認めるというようなことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の話で会計年度職員でも、いわゆる常勤の方と短時間とかあるんですけど、短時間というか時間帯で決める人と見えるんですけど、全員にやっぱり出していただく、例えば書面でもらう場合でも全員の方に出していただく。一応準公務員的な考え方を持っていたかないと、いわゆる今後の体制、今までも臨時職員でも一緒なんですけど、そういうことがやっぱり大切だと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） ここの条例の中にも書いてございますが、地方公務員法第22条第1

項に規定するというようなことが書いてありますので、対象になる職員については、全てそういう形で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第18号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案資料の6ページからでございます。

まず、目次内及び19ページの本文中でございます。

第3章の章題でございますが、特定地域型保育事業者の「者」を取りまして、特定地域型保育事業とするものでございますが、これにつきましては、子ども・子育て支援法第46条第2項の規定に合わせるものでございます。

以下、最初に申し上げましたように、本条例は内閣府令でございますが、それに従うまたは参酌する基準を定めたものでございますので、それに沿った形での改正となりますので、主な改正点についての御説明ということで進めさせていただきたいと思います。

同ページでございます。

第2条でございますが、これにつきましては、内閣府令の題名の改正がされたことに伴うものでございます。

次の第3条第1項につきましては、今回の改正は幼児教育・保育の無償化を実施するためのものでありますので、一般原則にその趣旨を加え、位置づけるものでございます。

次に、次ページ以降でございます。

条例の本文中、用語につきまして、支給認定、支給認定子ども、支給認定保護者を教育・保育給付認定、教育・保育給付認定子ども、教育・保育給付認定保護者へそれぞれ改正し、またその部分が多数出てまいりますが、今回の法改正によりまして、従来の子供のための教育・保育給付に加えまして、子育てのための施設等給付が設けられましたので、そのため2つの認定を区分するために改正されるものでございます。これにつきましては、法及び内閣府令の改正に従い用語の改正を行うものでございますので、以後一々の説明は省略をさせていただきます。

少し飛びますが、9、10ページの第13条第1項及び第2項並びに12ページの第14条第1項についてでございます。

これにつきましては、特別利用保育及び特別利用教育を提供する場合の基準の読替えを今回の改正により第35条及び第36条において定めることとするに伴う改正でございまして、併

せて第13条第1項におきましては、利用者負担額、いわゆる保育料を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定することとするものでございます。

少し戻りますが、また11ページの第13条第4項第3号につきましては、施設が教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用として食事の提供に要する費用を規定しておりますが、アからウを追加することによりまして、除外に該当する者を新たに規定するものでございます。

アにつきましては、世帯の市町村民税所得割額が1号認定、2号認定それぞれに規定する金額未満の世帯の場合の副食費を規定しており、イにつきましては、満3歳児の教育・保育給付認定子どものうち、多子世帯における1号認定、2号認定それぞれに規定する3番目以降の児童についての副食費を規定しております。また、ウについては、満3歳未満保育認定子どもの食事に要する費用を規定するものでございます。

次に、13ページの第19条でございます。

見出し及び条文中、「町」を「市町村」に改正しておりますが、当初、「町」としておったのでございますが、他市町村の児童についてもその市町村から特定教育・保育施設の利用についての給付が支給されているときには、この条例により確認を受ける施設を利用することができるため、この条に規定する内容につきましては、他市町村の場合もあるということで改正を行うものでございます。この19条以降にも、同様の改正を行っている箇所がありますが、改正理由につきましては同じであるため、そこでの説明は省略をさせていただきます。

次に、また少し飛びますが、18ページの第35条第3項でございます。

この条は、もともと特別利用保育の基準を規定している条であり、改正部分につきましては、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項で定められていた特別利用保育を提供する場合の基準の読替えをまとめるものでありまして、さらに第13条第4項第3号に新設された規定についての読替規定を追加するものでございます。

次の第36条第3項につきましても、特別利用教育の基準を規定している条であり、第35条の特別利用保育と同様の理由で改正となっております。

次に、20ページの第37条第1項中の省令から引用する条を改正することにつきましては、現引用の条は定義をしているとは言い難いという判断で、初出となります省令第27条を引用することとさせていただきます。

また、その他の改正につきましては、規定内容を整理するものでございます。

次に、22ページから24ページの第42条でございますが、第2項から第5項及び第8項を新たに加える改正でございます。

第1項に規定する連携施設の確保に係る適用緩和規定と、その場合の条件として連携協力を

行う者の確保を規定するものでございます。

次の第43条第1項及び第2項につきましては、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを全て後の第51条及び第52条において定めるための改正でございます。

次に、また少し飛びまして、28ページでございます。

第50条でございますが、特定地域型保育事業の基準として、第2章第2節の特定教育・保育施設の運営に関する基準を準用するための改正でございます。

次の29ページ、第51条第3項でございますが、この項の改正は第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを定めるもので、単純な読替えでは対応し難い読替えについて、明文の読替規定を追加整備するものでございます。

30ページの第52条第3項につきましても、同様に特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを規定するものでございます。

31ページの附則第2条第1項につきましては、特定保育所に関する特例を規定しておりますが、第13条の改正に伴いまして、同条の読替規定を整理するものでございます。

同じく附則の第3条につきましては、幼児教育・保育の無償化によりまして、1号認定子どもに係る利用者負担額が無償とされたことにより、経過措置規定を削除するものでございます。

同じく附則第5条でございますが、冒頭部分につきましては、第42条において第8項を加えたことによる改正であり、5年を10年とするものは経過措置期間を延長するものでございます。

以上、主な改正点を御説明させていただきましたが、後の部分につきましても、内閣府令に基づく改正でございまして、あとは語句及び文章等の整理でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 御苦労さまでした。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第19号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

34ページからを御覧ください。よろしくお願いいたします。

まず、第13条第1項第1号及び第2号、第13条6の6、第1項第1号及び第2号並びに35ページ、第13条の11、第1項第1号及び第2号につきましては、以前から進めております賦課方

式を現在の4方式から3方式へと移行を進めていく段階としまして改正をさせていただくものでございます。

今回の改正では、資産割の賦課割合のうちの100分の3を所得割に移行し、所得割を100分の44、資産割を100分の6とさせていただくものでございます。

その他の改正につきましては、今回の国民健康保険法施行令の改正により本条例を改正させていただくものでございますが、34ページ、第13条の6及び35ページ、第13条の12につきましては、改正施行令に合わせまして、基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額をそれぞれ「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」にそれぞれ改正するものでございます。

次に、36ページ、第17条でございます。

第1項第2号及び第3号につきましては、軽減判定の際に被保険者数に乘じる金額を改正施行令に合わせまして、第2号の5割軽減につきましては「28万円」を「28万5,000円」に、第3号の2割軽減につきましては、「51万円」を「52万円」にそれぞれ改正するものでございます。

17条のその他の改正部分につきましては、第13条の6及び13条の12と同様でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 資産割を減らして所得割に移行するということですが、今後の予定はどうされるのかということと、今回の移行によって資産のない人への影響というのはどのぐらいなのか。特に、ちょっと心配しているのが年金で生活してみえる人なんですけど、分かりましたらお願いします。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今後の予定としましては、資産割が100分の6でございますので、これにつきまして、あと一、二年ということの中で調整をさせていただく形になるかなということでございます。今広域化ということで、県の基本方針にも沿って進めさせていただいておりますので、その状況も確認しながら、今のところはそういうふうには思っておりますが、ちょっと今後のことにつきましては、ちょっとまた来年度検討させていただくことになると思います。

それと、資産割を減らして所得割を増やして、年金の方ということになるんですが、すみません、はっきり言うと、この割合だけではなかなかちょっと分からない部分がございます。あくまでこれは割合でありまして、本算定の段階で実際に賦課ということで試算をしますと、本

来の率というのが出てまいりますので、それにつきましては、その被保険者数とか、元のその所得とか、資産の税額とか、これの金額によって大分変わってまいりますので、ただ言えることは、所得割のほうに移行しますので、資産割の方は必ず減るのではないかなあとは思われるのと、所得しか資産割のない方は確実に増えますので、それしか言えないですね。それがどのぐらいの影響かというのは個人によりますので、全体としては予算額とかが決まっております。賦課総額というのはもう決まっておりますので、必要な額は。それを単にここではその割合を決めるだけでございますので、実際にちょっと賦課をして個人を見ないと分からないということでございます。申し訳ございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ぜひシミュレーションなどしていただいて、あまりこの一、二年で資産割をなくすことに、もし大きな影響を与えるとしたらもう少し期間を延ばしてもらうとか、そういう検討もお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） そういう方向も含めて検討はさせていただきますが、最初に申しましたように県の方針というのがございますので、広域化ということで統一されれば3方式ということが指示されることもありますので、その辺の流れも見ながら検討をしていくことになると思います。検討はさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第20号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての詳細について、御説明申し上げます。

まず、詳細の前に、今回センターの設置に至った経緯、目的についてですが、ちょっと簡単ですけど述べさせていただきます。

現在、妊産婦、乳幼児等に対しては、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されております。具体的には、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業などがあります。このように、支援には多くの関係機関が関わることから関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうという課題があり、関係機関間の連携体制が確立されていないことから、平成28年6月3日には児童福祉法等の一部改正がされ、また平成29年4月1日

には母子保健法の一部が改正され、市町村において関係機関の支援の調整役などを主に目的とした子育て世代包括支援センターを設置するよう努力義務化がなされました。

さらに、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においては、平成32年度末までにセンターの全国展開を目指すこととされたため、当町におきましても検討した結果、令和2年4月1日よりセンターを立ち上げ、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供していき、育児不安や虐待の予防に寄与していきたいと考えております。

そこで、議案第20号 関ヶ原町国民健康保険保健福祉総合施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新旧対照表により御説明させていただきたいと思いますので、議案資料の38ページをお願いいたします。

今回のセンター設置につきましては、保健福祉総合施設やすらぎの2階の健康増進センター内に設置することとしたため、第4条の構成に第7号、関ヶ原町子育て世代包括支援センターの1号を加え、また第5条に行う事業として7号、関ヶ原町子育て世代包括支援センター、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に基づく事業の1号を加え、また第6条の総合施設を利用できる者として「前6号」を「前7号」に改め、同号を同条の第8号に号ずれをさせ、同条第6号の次に第7号として関ヶ原町子育て世代包括支援センター、町内に居住する妊婦期から出産、子育て期にある妊産婦並びに乳幼児及びその保護者を加えた改正をさせていただき、令和2年4月1日より施行とさせていただいております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 現在でも、支援センターがなくてもいろいろ子育てに関するいろんな相談があると思うんですが、もし分かれば件数をお伺いしたいのと、分からなければまた今度でいいですけど、私、これは上位法があるのでなかなか難しいのかなと思うんですが、妊婦と乳幼児までですよ。例えば学校に入ってからでも、ひきこもりの問題やいじめの問題など、いわゆる心のケアも含めて教育委員会だけでは対応できないこともあると思うんですけど、そういうのは無理なんですかね、法律上無理なんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） 申し訳ありません。相談の件数につきましては、具体的な数字は今ちょっと分かりませんので報告をさせていただきますが、昨年の母子手帳を取りに来た方、妊婦の方とかですと、年間20人から30人程度ということで、いろいろそういうキッズビクスな

ど、そういう事業を行って子育ての支援をしている中で、いろいろ細かい相談も受けておりますので保健師が対応しておるというところでございます。

それと、今回センターを立ち上げまして、乳幼児だけじゃなくお子さん、小学生のお子さんとかもあるかも分かりませんが、その辺は、またうちのセンターとしての役割をもう少し煮詰めさせていただきまして、またそういうことにもうちの保健師が対応できるような、そういう体制にできたらなあというふうに今現在考えております。以上です。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第21号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、昨年10月の消費税率10%引上げに伴います国における低所得者の介護保険料の軽減措置のさらなる強化に合わせまして、現条例を改正するものでございます。

改正点につきましては、議案資料の39ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、軽減強化ということで、所得段階の第1段階から第3段階の保険料を昨年度に続き、さらに軽減するというものを規定するものでございます。

具体的には、第1段階保険料につきましては、基準保険料である7万800円に対しまして減額賦課割合は0.5となっておりますが、昨年度の改正によりまして、現条例におきまして0.375に軽減しておりまして、今回それをさらに0.3に変更をいたします。

同様に第2段階保険料につきましては、基準保険料の0.75が現条例で0.625になっているものを今回さらに0.5に、そして第3段階保険料につきましては、0.75になっているものを今回さらに0.7にそれぞれ変更するものでございます。

これによりまして、改正条例に規定をしておりますように、第2条第2項につきましては、現条例におきまして、第1段階保険料3万5,400円を「2万6,550円」に軽減しているものを今回の改正によりまして、令和2年度は「2万1,240円」とするものでございます。

次の第3項及び第4項につきましては、同様に令和2年度の保険料につきましては、第2段階保険料は「4万4,250円」を「3万5,400円」とし、第4項につきましては第3段階保険料「5万1,330円」を「4万9,560円」とする改正でございます。

なお、施行日につきましては、昨年3月議会の議案と同様に、政令の公布が年度末となる見込みでございます。今回の改正におきましては規則で定める日とさせていただき、後日政令の公布に合わせまして、規則にて規定をさせていただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時08分

再開 午後 1 時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第22号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、
詳細説明を求めます。

福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 議案第22号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案資料40ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、過去10年間に於いて交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車と歩行者の事故が約1割の減少にとどまっており、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が重要視されたことから、これを受け、平成31年4月に施行されました国の道路構造令の一部改正によりまして、本条例に自転車通行帯の設置に関する事項を追加し、一部字句を改正するものでございます。

まず、字句の修正について御説明いたします。

まず40ページですが、第5条第4項の表中区分の地形の枠がございまして、この地形の文言を削除し、全て区分に改めるものでございます。

次に、飛びまして43ページをお願いいたします。

第34条中、「令第3条」を「省令第3条」に改めまして、同じく第38条第1項中の「令第4条」を「省令第4条」に改めさせていただきます。

続きまして、申し訳ございませんが、41ページに戻っていただきまして、自転車通行帯の設置に関する部分といたしまして、第9条の2に新たに追加させていただいている部分と、これに伴う所要の文言を追加させていただいております。

自転車が通行できるレーンにつきましては、もともと第10条にありますように自転車道の設置基準がございましたが、幅を原則2メートル以上確保しなければならないことと、車道との間に工作物を設置し完全に分離する必要があることなど、用地上の制約から自転車道の整備が全国的に進んでいないことから、自転車道の設置基準等の条件を緩和したものが、今回制定されました自転車通行帯でございます。

第9条の2において、自転車、自動車の交通量が多い道路において、自転車の通行を分離する必要がある場合は設置するものとなっており、その幅は原則1.5メートル以上となっております。

ます。

また、第10条の文言追加につきましては、道路構造令において、交通量の多い道路について具体的な記述が追加されたことに伴いまして、本条例でも追加するものでございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行させていただきます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 議案第23号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案資料45ページをお願いいたします。

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う整備等に関する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして一部文言の追加と、不正入居者に対する住宅の明渡し時までの家賃滞納分に対する利息の適用利率を変更するものでございます。

第8条第4項の寡夫の追加につきましては、片親世帯の中に父親と子供の世帯が存在することから追加するものでございます。

第41条第3項中の法定利率への変更につきましては、旧法では民事法定利率が5%と定められておりましたが、新法におきまして、これを3%に引き下げるとともに、3年ごとに見直す変動制に改められたことによる改正でございます。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行させていただきます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて及び議案第25号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略いたします。

続きまして、議案第26号 令和2年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

大野副町長。

○副町長（大野健夫君） それでは、令和2年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせてい

たきます。

お手元の資料の令和2年度予算資料、中ほどにカラーのグラフが入っているものでございます。お願いいたします。

まず、1ページ目でございます。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、令和2年度の予算は、特別会計等を含めまして総額73億9,847万1,000円で、前年度比1.2%の減となっております。そのうち、一般会計は38億6,800万円で、前年度に比べまして6,800万円の増、率としましては1.8%の増の予算となったところでございます。特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、今須農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計で増額となりましたが、国民健康保険特別会計の事業勘定及び直診勘定におきまして減額となりましたので、特別会計全体では2.9%の減となったところでございます。企業会計につきましては、水道事業会計が建設改良費の減に伴い減額予算となっております。

続きまして、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減要因につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議会費でございますが、30万円の増、0.6%の増でございます。

総務費でございますが、3,399万3,000円の増、7.2%の増となっております。これは、ふるさと納税寄附金の増に伴います事務経費やマイクロバス購入経費、社会保障・税番号制度対応システム改修費、固定資産評価基礎資料整備業務の増等に伴うものでございます。

民生費でございますが、908万7,000円の増、1.0%の増でございます。これは、介護保険特別会計への繰出金や認定こども園の人件費、会計年度任用職員の関係に伴う増でございます。

衛生費ですが、6,849万3,000円の減、10.1%の減となっております。これは、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金の減によるものでございます。

労働費ですが、昨年度と同額となっております。

農林水産業費ですが、253万5,000円の増で、1.6%の増となっております。これは、団体営ため池機能廃止等工事や今須農業集落排水事業特別会計への繰出金、里山林整備事業の増等によるものでございます。

商工費ですが、4,844万7,000円の増、32.5%の増となっております。これは、人件費の組替え、具体的には総務費から商工費へ一部組替えをしております。あるいは、関ヶ原合戦祭り実行委員会助成金、関ヶ原合戦420年PR事業の増等によるものでございます。

土木費でございますが、2,053万9,000円の減、4.6%の減となっておりますが、これはロータリー除雪車購入費、橋梁補修工事、道路新設改良工事の減等によるものでございます。

消防費ですが、70万1,000円の増、0.4%の増となっております。これは、東町地内の防火水

槽撤去工事の増等によるものでございます。

教育費ですが、5,519万2,000円の増、12.4%の増となっております。これは、今須小中学校の関ヶ原小学校、関ヶ原中学校への統合に向けたスクールバス購入費や、歴史民俗資料館改修事業に伴う備品整備が増となったためでございます。

各款目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。先ほど御説明した歳出科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明をさせていただきます。

義務的経費は、人件費が会計年度任用職員制度の開始に伴い23.8%の増、扶助費が0.3%の増、公債費が平成28年度の臨時財政対策債の据置き期間終了等により、2.0%の増となりました。

投資的経費につきましては、普通建設事業、普通建設の補助事業ですが、2,233万9,000円の減、27.1%の減となっておりますが、主なものは橋梁補修事業、ロータリー除雪車購入事業の減によるものでございます。

普通建設の単独事業でございますが、2,561万円の減、10.6%の減となっております。これは、歴史民俗資料館改修事業の減等によるものでございます。

その他経費の物件費につきましては、1,571万4,000円の減、2.2%の減となっております。小・中学校の電子黒板、タブレット整備や、ふるさと納税事務経費のほか、固定資産評価基礎資料整備業務、斎苑火葬業務及び都市計画関連の委託業務が増となっておりますが、その一方で会計年度任用職員制度の開始に伴い、賃金等が大幅減となったということによるものでございます。

補助費等につきましては、2,078万5,000円の増、3.7%の増となっております。これは、合戦祭り実行委員会助成金、町社会福祉協議会負担金、建築物耐震改修事業費補助金の増等によるものです。

繰出金につきましては、5,882万8,000円の減、7.0%の減となっております。これは、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金の減等によるものでございます。

以上でございますが、特別会計等への繰出金と負担金、補助金につきましては、11ページに内容が記載されております。また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ですが、一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより歳出について順次説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表

に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので、御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません、何ページということを示していただき、順次説明願います。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、令和２年度関ヶ原町一般会計の歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

お手元の予算主要事業説明一覧表をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、１ページをよろしく願いいたします。

主なものについて御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、総務費の関係でございます。

庁舎内情報化推進事業でございます。

こちらにつきましては、情報システム関係の経常的な経費でございますが、令和２年度におきましては、社会保障・税番号制度関係におきまして、情報連携に伴います中間サーバーの接続端末の更新や、戸籍関係のシステム改修などの関連経費が増額となっております。

次に、庁舎管理関係経費でございます。

こちらは、役場庁舎内の非常用自家発電装置におきまして、不具合部分がございますので、そこを修繕いたしたく、121万円を計上させていただいております。

次に、備品整備経費でございます。

現在の町有のマイクロバスの更新購入のため1,070万円と、また一部の公用車へのドライブレコーダーを設置するため、車載用備品49万円を新たに計上させていただいているところでございます。

○企画政策課長（西村克郎君） ふるさと納税事業でございます。2,072万円、返礼品及び寄附者配送管理等の経費でございます。寄附額としては、3,800万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、宅地開発支援事業の250万円でございます。民間分譲宅地開発支援奨励金１区画50万円の５区画分でございます。

移住・定住推進事業の295万円でございます。空き家改修等補助金としまして、限度額30万円の２件分の60万円、県補助が３分の１でございます。

親・子世帯同居支援として、限度額30万円の１件分でございます。

家財道具処分等補助金として、限度額10万円の３件分で30万円でございます。こちらも、県補助が３分の１でございます。

移住定住促進住宅支援として、限度額30万円の５件分で150万円と子供加算２人分の５件分として30万円、合わせて180万円でございます。

東京圏からの移住支援 1 件分の100万円、県補助が 4 分の 3 でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、地域防災事業でございます。こちらにつきましては、国及び県の改正に伴いまして、地域防災計画の修正業務で218万9,000円、また土砂災害警戒区域の見直しに伴いますハザードマップの作成業務で291万5,000円を計上しているところでございます。

次に、生活安全対策事業でございます。まず回転灯設置工事につきましては、玉地内におけます県道と町道が交わる交差点において事故が多発をしているというようなことで、交通安全対策として回転灯の設置をいたしたく、55万円を計上させていただいております。

次に、新たにですが、高齢者運転の交通安全対策といたしまして、高齢ドライバーによる踏み間違い防止装置の設置に対する補助金で30万円を計上しております。

また、駅東の町有の駐輪場の防犯カメラが、経年劣化によりまして不安定でございますので更新をさせていただきたく、設置工事費53万1,000円を計上しております。

○企画政策課長（西村克郎君） 続きまして、ふれあいバス運行事業でございます。915万7,000円でございますが、こちらは運行委託の経費等でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 続きまして、徴税费です。

前年度から変更の主なものを御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

事業名の 2 つ目の固定資産税システム利用料等の 3 つ目、土地家屋台帳管理システム移行業務委託料 7 万7,000円ですが、こちらは庁舎内のサーバー入替えに伴うシステムの移行業務の委託料となります。

次に、事業名、その下の固定資産税委託料の 1 つ目、固定資産評価基礎資料整備委託料の 1,458万円ですが、こちらは 3 年に 1 度の固定資産評価替え前年に当たりますので、航空写真撮影など業務量の増による委託料の増となっております。

そのほかは、前年度と特に大きな変更はございませんので省略をさせていただきます。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく 2 ページでございます。

戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍総合システム事業、住民基本台帳ネットワークシステム事業でございます。それぞれ戸籍及び住基のシステムの維持に係る経費でございます。基本的には、保守の委託料と機器の借り上げでございます。以上でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、選挙費でございます。令和 2 年度に予定されております町長選挙並びに岐阜県知事選挙の関連経費で合わせて1,208万9,000円を計上させていただいております。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく 2 ページの民生費でございます。社会福祉費、生活介護事業所設置事業の709万4,000円でございます。さくらんぼの家が生活介護事業所となりまして、そ

の指定管理委託料を計上させていただいております。

続きまして、3ページでございます。町社会福祉協議会負担金1,531万3,000円でございます。社会福祉協議会の職員の人件費等の負担でございます。

続きまして、障がい者自立支援事業1億2,460万6,000円でございます。財源内訳としまして、国県支出金が8,686万6,000円でございます。障がい者の福祉サービスに係ります介護サービス訓練等給付費の給付費及び基幹相談支援センターを立ち上げておりますので、その業務委託料112万1,000円と、3年ごとに作成をいたします障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定業務82万5,000円でございます。

続きまして、老人福祉費でございます。

2行目の老人クラブ事業265万円でございます。これにつきましては、例年老人クラブの運営助成ということでございましたが、来年度以降、敬老会に代わるものとしまして老人大会の助成というものをさせていただきながら、老人クラブと町との共同開催ということで実施をしていきたいと考えております。

続きまして、長寿者褒賞事業160万円でございます。100歳になられた方のお祝い金でございます。8名の方が今のところ該当されておりますので、8名分で160万円ということでございます。

続きまして、高齢者温泉利用料金助成事業です。これにつきましては、池田温泉の利用料の助成でございます。例年どおり3,000枚の予定をいたしております。

配食サービス利用助成事業でございます。40万円でございます。25人程度の利用を考えております。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

児童福祉費でございます。

まず、入学祝金支給事業の279万円でございます。来年度につきましては、小学校38人、中学校55人の入学を予定しております。

続きまして、子育て応援給付金事業費でございます。80万円でございます。第3子以降の養育します親に対しまして10万円を支給するものでございますが、8人の該当を予定しております。

続きまして、障害児施設給付事業でございます。1,117万6,000円で、国県支出金が834万7,000円でございます。放課後児童のデイサービス等のサービスに係る費用でございます。

続きまして、児童手当支給事業でございます。児童手当の支給でございます。説明にございますように、内訳で合計593人を予定しております。7,919万7,000円でございます。

保育所施設改修費としまして、施設の修繕料ということで160万7,000円を計上させていただいております。以上でございます。

○健康増進課長（徳永英俊君）　続きまして、衛生費、保健衛生費ですが、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金2億7,000万円、母子保健事業では、妊婦健診委託事業として296万5,000円を主とし、その他離乳食実習やキッズビクスなど母子の健康講座事業に52万円、不妊治療助成金が75万円を計上、また来年度より子育て世代包括支援センター開設に当たり、産婦への支援の拡充として産婦の産後鬱予防と新生児への虐待予防のため、産後1か月時の産婦に対する健康診査に要する費用の一部を助成する事業として、説明欄の一番最後にもありますが、上限を5,000円の25件見込ませていただき、12万5,000円を新規事業として計上する等、総事業費580万5,000円となっております。

次に、予防接種事業ですが、これは今年度の実績見込みにより1,660万3,000円を計上させていただきます。

健康増進事業では、各医療機関等への検診業務委託料として908万円、その他医療機器やシステムのリース料、子宮がん検診等への助成、健康教室や相談業務などを実施し、総事業費1,513万4,000円で、来年度は町民の方の健康増進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○水道環境課長（吉森明博君）　同じく、保健衛生費の5ページをよろしく願いいたします。

公害対策事業283万8,000円は、毎年実施しております総合環境調査委託料で、町内の河川、また土壌、大気汚染状況等を総合的に調査するものでございます。

合併処理浄化槽設置整備補助事業102万9,000円は、昨年度と同様、2基分の設置補助となっております。

斎苑管理事業1,550万円につきましては、関ヶ原斎苑施設の維持管理費になりますが、来年度につきましては大規模な修繕工事等はございませんが、火葬業務について葬儀の受入れから火葬炉の運転操作、また監視業務等の一連の業務委託料としまして803万円を見込んでおります。

下段の清掃費につきましては、各組合の負担金など多少の増減はございますが、今年度につきましては97万6,000円の減となっております。

○産業建設課長心得（福安健司君）　同じく、5ページの農林水産業費、中山間直接支払事業940万9,000円につきましては、平野部との生産格差の是正に加え、耕作放棄地の防止、農業生産活動の維持を目的とした事業でございます。本制度が始まりまして20年が経過しまして、来年度より第5期対策が始まりますが、現在のところ20地区が取り組む予定となっております。

同じく5ページの多面的機能支払交付金事業387万5,000円でございますが、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とした地域の協働活動を支援するものでございます。現在のところ10協定が取り組んでおります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

県営中山間地域総合整備事業2,426万9,000円でございますが、内訳として、事業費1億4,000万円に対して15%の負担金2,100万円と、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金326万9,000円、これは地元負担軽減のための対象工事費の5%を県単間接補助を行うものです。

同じく6ページの県営農道施設強化対策事業985万3,000円でございますが、町道玉六反田線の国道21号交差点から玉倉部大橋東の国道365号線の交差点までの間、約3キロの道路改良及び平成川代橋の耐震補強を目的とした第2期事業計画策定業務委託料と、今年度より事業化しております同事業の第1期分の尾後野橋耐震補強整備に伴う負担金でございます。

同じく6ページ、団体営ため池機能廃止等工事1,000万円でございますが、国道21号バイパス笹尾トンネル付近の奥の田1号ため池につきまして、地震や豪雨等により老朽化した堤体の崩壊による急激な出水を未然に防止するため、貯水機能を廃止する工事でございます。本事業は、100%国費による事業となっております。

同じく6ページ、林業費でございます。間伐推進事業195万7,000円でございますが、新年度につきましては12ヘクタールを予定しております。また、作業道として1路線を予定しております。

続きまして、同じく6ページ、里山林整備事業453万8,000円につきましては、清流の国ぎふ森林環境基金補助金100%で実施するもので、新年度には、今須貝戸地区と竹ノ尻地区の2か所の危険木除去を予定しております。

その下、森林経営管理事業291万1,000円につきましては、今年度から実施しております山林所有者の特定や山林の位置情報、現況等を現在運用中の土地管理システムに反映させる山林所有者特定支援業務の委託料でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費です。事業承継推進補助金50万円、次世代へ事業を承継するために事業を拡張する町内事業者への補助金でございます。

関ヶ原合戦祭り2,200万円、今年度においては、関ヶ原合戦420年祭として盛大に開催させていただきたいというふうに思っております。

観光協会運営補助金として、増額分につきましては、来年度より史跡ガイドの事務局を観光協会に担っていただくため増額となっております。

関ヶ原合戦420年PR事業、関ヶ原合戦から420周年の節目の年であることや、古戦場記念館のオープンなどを内外にPRしていきたいというふうに思っております。

消費者行政推進補助金21万9,000円、啓発パンフレットの印刷のほかに、月2回相談員を配置し、相談体制をつくっていききたいと思っております。以上です。

○産業建設課長心得（福安健司君） 同じく7ページの土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持事業4,757万1,000円でございます。橋梁点検業務につきましては、5年に1度の定期点検13橋と山中地内にごございます名神高速道路跨道橋の点検に伴うものでございます。

橋梁補修設計業務委託につきましては、J R 柴井跨線橋ほか、2 橋の補修設計を行うもの
でございます。

舗装・補修工事につきましては、維持工事のほか、先ほど申し上げました山中地内の名神高
速道路跨道橋の橋梁剥落対策工事となっております。

続きまして、県営道路改良事業1,050万円でございます。新年度につきましては、県道岐阜
関ヶ原線ほか2路線の道路改良、及び牧田関ヶ原線の舗装新設に伴う負担金でございます。

8 ページをお願いいたします。

都市計画費、都市計画推進事業1,141万1,000円でございます。関ヶ原町都市計画マスター
プラン策定業務につきましては、県の関ヶ原都市計画区域マスタープランの更新に伴いまして、
新たに町の都市計画マスタープランを策定する業務でございます。また、景観計画策定業務に
つきましては、委員会、ワークショップ等による意見聴取や、その他計画の策定に伴う所定の
業務を委託するもので、岐阜工業高等専門学校との共同研究につきましては、住民の意識調査
及びそれを踏まえた計画案の提案等を行っていただくものでございます。

建築物耐震改修事業につきましては、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断の結果に伴った改修
費用の補助でございます。

続きまして、地籍調査事業374万円でございます。平成27年から平成28年に実施いたしまし
た山村境界基本調査の結果に基づきまして、調査範囲である今須下明谷奥の山林、約1.82平方
キロメートルにつきまして、新年度において0.74平方キロメートルについて登記情報を基に図
面及び地籍調査表の作成を行うものです。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、消防費でございます。主なものでございますが、不破
消防組合の負担金につきまして、令和2年度におきましては1億3,430万3,000円を計上して
おります。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費でございます。小学校費、小学校施設整備事業440万円です
が、関ヶ原小学校におきまして、滑り台付のジャングルジムと上り棒の新規設置を予定して
おります。

小学校備品整備事業の備品購入費では、小学校費のほうでスクールバス1台を予算計上いた
しております。

次に、教育用パソコン整備事業では、新規分としてタブレット48台、電子黒板を9台予定し
ております。

9 ページをよろしくをお願いいたします。

中学校備品整備事業の備品購入費では、こちらではスクールバス2台を予算計上いたして
おります。

次に、教育用パソコン整備事業では、中学校分としてタブレット36台、電子黒板を7台予定

しております。

○地域振興課長（高木久之郎君） 社会教育費の史跡整備事業です。2,021万円。来年度においては、史跡整備は笹尾山モニュメントの移設、決戦地の樹木の伐採、藤棚、外灯の撤去を行い、決戦地の景観の改善と顕在化を図り、決戦地を含む史跡の周遊の活性化を進めていきたいと思っています。

○教育課長（兒玉勝宏君） 10ページをよろしくお願いいたします。

ふれあいセンター施設管理事業では、施設改修工事としまして、屋根の改修のほうを2,100万円で予定いたしております。

保健体育費では、一番下のほうになりますが、各種社会体育施設管理事業にあります町民体育館管理事業におきまして出入口付近の舗装改修と、夏場は蚊が非常に多いということで、対策として網戸を設置する工事を予定いたしております。

町民プールにおきましては、傷んでおります小プールを改修する工事を予定しております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

大野副町長。

○副町長（大野健夫君） それでは、引き続き一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど歳出の総括説明をさせていただいた令和2年度予算資料のほうをお願いいたします。

こちらの3ページを御覧いただきたいと思います。

最初に町税でございますが、全体で12億9,480万6,000円、前年度比2,169万9,000円の増、1.7%の増となっております。

町民税が、個人住民税及び法人町民税、法人税割の増により2,160万円の増、固定資産税が土地及び償却資産の減により150万1,000円の減となっております。

譲与税交付金につきましては、地方財政計画等、これらの実績によりまして予算化しております。

なお、6款、地方法人課税の見直しに伴い、法人事業税交付金が新設されております。

その下、飛んでいただきまして、15款国庫支出金でございますが、820万6,000円の減、4.1%の減です。ロータリー除雪車購入事業等に係る社会資本整備総合交付金の減等によるものでございます。

県支出金でございますが、1,685万4,000円の増、6.4%の増となっております。これは、地籍調査費負担金や団体営ため池機能廃止等事業費補助金の増等によるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、今年度の決算見込みにより増額をさせていただいております。

その下、繰入金につきましては、財源不足を補うため、3億8,000万1,000円を計上させてい

ただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しておりまして、令和2年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては、6,250万円の減、27.8%の減でございますが、臨時財政対策債ほか財政措置の有利なものを中心に、前年度同様最小限の予算としております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。

自主財源と依存財源の円グラフでございますが、令和2年度は臨時財政対策債の減等による地方債の減や、町税及び基金繰入金、ふるさと納税による寄附金の増等により、令和元年度に比べまして自主財源の比率が若干高くなっております。

以上、簡単でございますが、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第27号 令和2年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第27号 令和2年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算主要事業につきましては、11ページでございます。

令和2年度当初予算額の総額は、1億2,380万円となりまして、令和元年度（平成31年度）当初予算額1億1,270万円に対しまして1,110万円、約9.8%の増額となっております。

主な増加要因としまして、真ん中にあります後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,847万3,000円となり、前年に比べまして1,118万7,000円の増額となっております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第28号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第28号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について御説明いたします。

先ほどと同じ11ページでございます。

令和2年度当初予算額の総額は、8億4,340万円となり、前年度当初予算額9億4,460万円に対しまして1億120万円、約10.7%の減額でございます。

減額となりました要因としまして、これが主な歳出項目でございますが、11ページの、まず保険給付費の一般被保険者療養給付費が5億1,200万円、6,530万円の減額を見込んでおります。

同じく保険給付費の一般被保険者高額療養費が6,726万6,000円で、1,418万4,000円の減額を見込んでおります。

続きまして、12ページでございますが、12ページの国民健康保険事業費納付金としまして、来年度2億177万円を計上しており、その内訳としまして、一般被保険者医療給付費分が1億3,734万円、一般被保険者後期高齢者支援金等分が4,901万円、介護納付金分が1,542万円でございます。そのうち、一般被保険者医療給付費分が3,162万円の減額となっております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第29号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を求めます。

藤田監理官兼診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） それでは、議案第29号、令和2年度の直診勘定予算についての説明を申し上げます。

令和2年度の当初予算につきましては7億8,730万円で、前年度の当初予算額に対して9,350万円の減となっております。

主な理由としては、南病棟の建築事業に係る調査への償還が終了したことと、あと約5,700万円で購入しましたMRIが終了したことでございます。

主要事業説明書の12ページをお願いします。

直診勘定での主な事業ですが、まず岐阜大学地域医療医学講座寄附金ということで2,000万円です。これは、令和2年度、3年度、4年度の3か年の講座となっております。

次に、X線テレビ装置ですが、医療機器は大体耐用年数7年となっておりますが、X線テレビは今月末で15年経過するということで、購入を計上してございます。

その13ページの下、自動ヘモグロビンA1c分析装置・糖分分析装置ですが、これも11年が経過して、最近ちょっと不良トラブルも発生してございますので予算に計上させていただいております。大体、約年間7,200件の使用となっております。先ほどのX線テレビは500件の使用でございます。

次に、その下の心電計ですが、これも経過年数が13年たっております。ノイズとかドリフトのエラーが最近発生してございますので、年間720件でございしますが、心電計を更新したいと考えてございます。

次に、電気室改修工事設計業務委託297万円ですが、これは平成30年11月に、電気室内の変圧系のPCBの含有分析を行った結果、処理目標基準を超える機器が1基ありましたので、それを撤去できる状態にするために、その電気室を改修するか、違うところで新たに設置してやればいいのか、その辺の設計委託業務ということで297万円を計上してございます。以上です。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第30号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を

求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第30号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

令和2年度当初予算額の総額は8億910万円となり、前年度当初予算額7億7,350万円に対しまして3,560万円、約4.6%の増額となっております。

増額の要因としましては、保険給付費の施設介護サービス給付費が3,200万円の増額を見込み3億2,000万円、介護予防サービス給付費が400万円の増額を見込み980万円を計上しております。

主な歳出項目としまして、13ページでございます。

総務管理費でございます。

第8期介護保険事業計画策定業務委託料としまして196万1,000円を計上いたしております。また、法改正に伴いますシステム改修費155万5,000円を計上しております。また、保険給付費では、居宅介護サービス給付費に2億9,000万円、地域密着型介護サービス給付費に3,100万円、施設介護サービス給付費に3億2,000万円、14ページにありますが、居宅介護サービス計画給付費に3,900万円を計上いたしております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第31号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第31号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額が1億7,280万円で、対前年と比較し、予算総額が2,070万円増となっております。

それでは、主要事業説明一覧表にて説明させていただきます。

15ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

施設管理事業費、一般管理費は、国保保健福祉総合施設やすらぎの1階介護サービス事業分の施設維持管理に要する経費となっております。その中で、令和2年度においては、備品購入として家での入浴が困難な方、介助が必要な方のための個浴というんですが、浴槽について買換えをする予算1,184万7,000円を新規に計上しております。これが総額増の主な理由となります。

現在、使用している浴槽は、やすらぎ開設時の平成15年3月に購入したもので、15年以上が経過しております。現在のところ故障せず、何とか使用はできてはおりますが、老朽化が目立ち、また25年3月のときに、メーカーより今後故障しても部品がないよということで書面を頂

き、その書面を頂いてから6年も経過しているということもありまして、今回検討した結果、来年度において新しく買換えをさせていただきたいということで計上させていただいております。

続きまして、居宅サービス事業のヘルパーステーション事業費、訪問看護ステーション事業費と、次の16ページをめくっていただきまして、居宅支援サービス等事業費につきましては、社協職員給与等負担金を含め、人件費分が主な事業費となっております。ヘルパーステーション事業費が2,510万6,000円、訪問看護ステーション事業費が2,991万6,000円、居宅サービス事業費が両方で4,181万3,000円です。また、デイサービスセンター事業費は、人件費のほかに食事の提供などがあり、賄い材料として294万9,000円を計上し、また、あと送迎のための車に対する燃料代とか、そういうもろもろの事業に要する経費などがありますので、それも含めまして、総事業費は4,379万8,000円となっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第32号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第32号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算について御説明させていただきます。

主要事業説明一覧の16ページをお願いいたします。

今須農業集落排水事業特別会計につきましては、今年度の当初予算額5,830万円に対し、令和2年度予算は6,760万円と930万円の増となっております。

主な要因としましては、処理場等の機械設備の修繕料の増と、現在総務省が進めております公営企業会計の適用に向けた支援業務委託料によるものでございます。

その他につきましては、大きな変化はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第33号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） それでは、議案第33号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

同じく主要事業説明一覧の16ページをお願いいたします。

今年度当初予算額4億620万円に対しまして、令和2年度の予算額4億2,750万円で2,130万円の増となっております。

公共下水道施設管理事業の施設維持管理業務等の委託料は、玉農集接続による処理施設最終清掃が今年度完了したことなどにより、263万5,000円の減となっております。

また、公営企業法適用化支援業務550万円は、公営企業法適用に向けた基本方針の策定、また資産の評価及び調査を進めるための委託料となっております。

続きまして、公共下水道建設事業の長寿命化計画に係る技術的援助協定料6,050万円は、今年度に引き続き、日本下水道事業団との協定により、関ヶ原浄化センターの電気設備更新に係る委託料となっております。

次に、ストックマネジメント計画策定業務委託料2,110万円は、全ての下水道施設を対象としまして、その状態を把握し、また評価し、中長期的な修繕、改築計画を策定するものです。また、この計画策定は、今後の改築等による補助交付要件となっております。

次に、安全点検業務委託料1,046万円は、下水道法改正に基づく法定点検委託料です。令和2年度が1巡目最後の年度となっております。

単独面整備管渠工事832万1,000円は、宅内接続申請により新たに管渠整備を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第34号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 続きまして、議案第34号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

主要事業説明の17ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の予定額は2億62万4,000円で、資本的収入が461万円、支出が9,834万7,000円でございます。

主なものについて御説明させていただきます。

3条予算の収益的支出の営業費用、原水及び浄水費につきましては、今年度と比較して大きな変更はございません。また、配水及び給水費におきましては、引き続き漏水調査委託料として366万3,000円を計上してございます。

次に、第4条の予算の原水及び浄水施設建設費3,290万9,000円は、内訳として藤古川浄水場では、取水塔周辺のオイルフェンス等の設置工事として226万6,000円、中次垂注入設備工事として433万4,000円、また自家発電設備の部品、またバッテリー交換等の費用として661万9,000円を計上してございます。そして、また平井浄水場におきましては、計装設備の更新工事として1,969万円を計上してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで令和2年度の予算関係の説明を終了いたします。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 予算について、総括的な質問を2点させていただきます。

1点目は、来年度予算に限ったことではありません。いつの時代でもそうですけれども、事業に対する投資効果というか、あるいはどれだけそれが成果として上がったのかというのは、具体的に数値でなかなか出せない部分もありますけれども、特に気になっているのは、グランドデザイン絡みで観光事業に対する投資費用が相当大きいわけですよ。これは毎年そうですけれども、この中でも、直接数字に表せない効果というのはない、難しいということは分かりますけれども、やっぱり貴重な税金を投入するわけですから、特に観光についても、投資効果がどれだけあったのかということを検証することをされているのかどうか。されているとするならば、どういう形でされているのかということをお聞きしたいということでもあります。

もっと具体的に言えば、観光なら観光事業に対して、町内の企業なり業者あるいは小売業も含めて、どれだけの効果があったのかということを検証する必要があると思うんですよね。それ抜きに、次の年度の投資というのはあり得ないわけですからね。そういう点で、改めて町内業者が潤っているのかどうか。もっと究極に言えば、結局そのことが町税に反映されているかどうかということですよ。自主財源としての町民税にどれだけ反映されるか、その検証、その仕組みということも同時に、予算をつけるだけじゃなくて、それを同時に検証のシステムづくりというか、そういうことも必要であると思いますので、その件が1点。

それから、今日の町長の所信表明の中に幾つかありました。その中で、一番最初に上げられている活力あるまちづくりの中に、飲食・宿泊設備の誘致や新規施設の町内への立地促進を図る、あるいは中小・小規模事業者等の振興による地域経済の活性化ということがあります。非常に抽象的で分かりづらいところがありますけれども、これは前も言っていますけれども、関ヶ原町は高齢化が進んでいて、特に年配の方の買物ということが非常に、あれは足の確保ということが非常に課題になっていますね。もちろん、そういうことで、ふれあいバスの充実ということもあるんでしょうけれども、特にこれで、今日町長から言われた所信表明の中で飲食・宿泊設備の誘致、あるいは新規施設の町内への立地促進、多分この中にはスーパーなんかも入るんじゃないかと思いますけれども、町長の頭の中には具体的にどういうことがこの対象になるのか、どういうことで来年度進めようとされているのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の事業の投資効果をK P I的に数値に表せないかということでございます。

観光客の動向等につきましては、K P I、数値がある程度把握はできるというふうに思っておりますが、観光客がどんなぐらいお金を落としていただけたか、また個々の事業者に対してどうだったかということにつきましては、今までもなかなかできていないという状況でございますし、今後もやはり事業者の方が、そういった面での御協力を頂ければともかく、そうでなければなかなか厳しい、把握はなかなかできないのではないかと考えております。

ただ、観光協会等に参加される皆さん方には、この観光事業においてどうであったかというようなことでのアンケート等がもしできるのであればさせていただくことも、考えていくことができるんじゃないかなあというふうに思います。それによって、事業としての観光協会の動き、またそういったことの連動の中で、今後に進むことができることになるかもしれないということは考えます。その中で、今後観光協会等とも連携しながら、より観光事業が推進できるような体制という意味で努力してまいる必要があろうというふうに思っているところでございます。

税金にどれだけ反映するかということについては、今までもそんなに観光事業そうろうとしての申告はあまりないように思いますので、それについても今後様子を見ながらしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の活力あるまちづくりに向けてということでございます。

当然ながら、グランドデザイン事業が最終年度ということと、岐阜関ヶ原古戦場記念館がオープンということで観光客の増加が見込まれると、それに対して町内の方、また町外からでも、そういった観光客を見越した事業を展開していただくことができないかということで、非常に期待をいたしているところでございますし、県においても、そういった動向が増える中で、観光客、また歴史ファンの方がより集えるような施設、そんなものができるかということは知事のほうとも協議をしながら、今、できた後のその動向というものを見極めたいということでやっている最中でございます。具体的に喫茶店とか食堂、こういったものができれば、より観光客が、この近くで休憩しながら楽しんでいただくということで非常に期待をしたいなあという思いでおります。

ただ、その次の宿泊に関しましては、やはり実態が増えてこない、そういう業者も進出はしないんじゃないかということで、たちまちにそういう動きが出てくるかということについては、あんまり期待できないです。その先を見ていかなきゃいけないんじゃないかなあと、そんな思いでおるところでございます。

一方で、費用等につきましては、やはり都市計画の線引きを見直すということと、マスター

プランをつくっていくという中で、具体的な土地を明示する中で企業誘致を図れるんじゃないかということで、今企業さんがそういった土地を探していच्छやるところに対して、具体的に場所を提示することはできるということで期待をしていきたいというふうに思っているところでございます。明確にここの業者ということはまだまだいきませんので、そういった意味で、今までは企業誘致やと言うても、関ヶ原へ来てくれと言うても具体的な場所が示せなかったという点からいうと、一歩進めることができるという意味で期待を大きくしたいと思っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけ、投資効果の件ですけれども、今の町長の答弁では、要するに言い方はきついかもしれませんが、あまり投資効果はよく分からないけれども、とにかく事業をやるんだみたいところで、要するに投網をかけてやるというふうに見えるんですけど、それ必要でしょう、確かにね。あるかもしれませんが、やはり意識としては、これだけの何千万円、何百万円の投資をしたときに、どれだけの効果があるのかということも検証する仕組みというか、そういうこともなければ、とにかくやってみるんだというだけでは、結果的には無駄遣いになるかもしれませんよね。そういう点で、もう一度、町長の回答をお願いします。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほども言いましたように、やはり観光事業に対する入り込み客、これはある程度数値としては把握できるというふうに思っておりますので、そういった面で、そこにつきましてはきちっと把握をしてまいりたいと思っております。

それに対して、観光客が来たところに対して、分散する可能性もありますけれども、やはりそういった方々に対するおもてなしのお店、こういったものは、やっぱりお店を開いていただくということが形になって見えてくるわけでございますので、土・日だけの仮設のテントであろうとも、そういったものが出店することによって幾ばくかの金は落ちたんだろうということは予測できるわけですので、そういった店舗の形態のいかんを問わず、お店が今までみたいに、何もしないに形をつくっていただけるということが成果につながっていくということでの把握をしたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この予算資料の一番最後に基金の明細が載っておりまして、財政調整基金やら減債基金等々、心もとない金額になってきているんですけど、そういう中で町民の暮らしを最大限優先に、私は考えていくべきだと思うんですが、今後の見通しはどのように考え

ておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに、基金につきましては非常に厳しい状況になりつつあるというのは認識をいたしているところでございます。景気がよければ、歳入が予算以上に入るといようなことがあれば、それを基金に持っていくということは可能なんですけれども、現状でいうと、なかなかそれは厳しい状況であるということから考えると、やはり予算編成の段階で、いかにこういった基金に手をつけずに予算を組むか、どうやって運営をやっていくかということを考えるのが重要であろうということは認識をいたしております。

しかしながら、やはり町民の福祉、また観光の面においても、これからの関ヶ原の町の活性化、そういったまちづくりを考えた上での投資、やるべきところはやりながら、その次の町の活気づくり、また財政的にも潤うような仕組みづくりというものも必要であろうというふうに思っているところでございます。そんな意味で予算編成をつくる段階では、無駄なもの、またただ単に欲しいものはちょっと置いて、どうしても必要なもの、この先有効であろうと考えられるものについて重点的に予算配分をさせていただいて編成をさせていただいた、そんなつもりでおるところでございます。

いずれにいたしましても、厳しい予算財政の中でございますので、その予算の執行につきましても精査をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについてから議案第34号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計予算は、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第34号までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時17分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に、予算審査特別委員会の正・副委員長の選任と予算審査の日時を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午後 2 時18分

再開 午後 2 時21分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月10日火曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6日から16日までの11日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日6日から16日までの11日間は休会とすることに決しました。

来る3月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは10日火曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時23分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

会議録署名議員 楠 達 男

